

令和４年度 大正区事業・業務計画書

1 だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

大 阪 市 大 正 区

令和４年４月１日 策定

「大正区将来ビジョン」「事業・業務計画書」の概要及び位置づけについて

大正区将来ビジョン2022

平成30年度から概ね5年間、区長が区政を預かる立場として、また区内の子どもたちの教育・子育てについても考える立場として、大正区が抱えるさまざまな課題に対し、どのように対応し、どのような大正区をめざすべきかを、区民の方々に明らかにするものです。将来ビジョンでは、縦割行政を排しつつも区政運営のテーマを分野別にわかりやすく「見える化」するため、次の5つの柱で将来ビジョンの各論をまとめております。

(将来ビジョン5つの柱)

- 【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ(主に福祉、健康、生活保護、人権)
- 【2】快適で安全なまちへ(主に防災、防犯、生活環境)
- 【3】次世代の未来が輝くまちへ(主に子育て、家庭・学校・地域教育)
- 【4】活力ある元気なまちへ(主にまちの活性化・ものづくり)
- 【5】「区民が主役」のまちへ(主に地域活動、広報、広聴、窓口サービス)

大正区事業・業務計画書

年間を通じて必要な事務を明確化し、日々進捗管理すること、また、実施している事業がまちの将来にどのように関わっているのかを大正区将来ビジョンを通じて意識し、実施事業の成果を最大限に引き出すことを目的として、大正区役所で執り行う事業・事務の全てについて、計画を立案しています。

本書の構成について

本書では、大正区将来ビジョン5つの柱にそって、事業・業務計画を体系化するため、5つの柱を構成する各施策を1つの単位とし、事業・業務計画を紐付けております。また、5つの柱に該当しない、いわゆる内部事務のような事務は、その他に集約しています。

(凡例)

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 だれもが健康で安心して暮らせるまちへ | 2 快適で安全なまちへ |
| 1-〇 各施策 | 2-〇 各施策 |
| 1-〇-〇 事業・業務計画書 | 2-〇-〇 事業・業務計画書 |
| 1-〇-〇 事業・業務計画書 | 2-〇 各施策 |
| 1-〇 各施策 | 2-〇-〇 事業・業務計画書 |
| 1-〇-〇 事業・業務計画書 | 2-〇-〇 事業・業務計画書 |
| 1-〇-〇 事業・業務計画書 | |
| 1-〇-〇 事業・業務計画書 | |

令和4年度大正区事業・業務計画書 一覧（目次）

【表の記載項目】

- ・修正箇所：令和4年度事業・業務計画書の当初からの修正箇所がある場合、○を記載しております。
- ・スケジュール：○（予定通り進捗）、△（一部進捗に遅れ）、×（計画の変更を必要とするほど進捗の遅れ）、－（該当する項目なし）
- ・自己評価：◎：目標値を大幅に上回り達成（目標数値の+10%以上）、○：目標値を達成（目標数値の0%以上～+10%未満）
△：目標値を下回り未達成（目標数値の－10%以上～0%未満）、×：目標値を大幅に下回り未達成（目標数値の－10%未満）

		ページ	重複 番号	新規	担当課	修正箇所	スケジュール				自己評価		
							4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	業績目標	成果目標	
1 だれもが健康で安心して暮らせるまちへ													
1-1	地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進		1										
	1-1-1	要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋ 地域の見守り体制づくりの推進）	3	1-3-1 1-5-1 2-1-7		保健福祉課 （福祉）	○	○	○	○	○	△	△
	1-1-2	地域福祉施策・事業にかかる専門職等からの意見聴取 （地域福祉推進会議）	5			保健福祉課 （福祉）	○	○	○	○	△	○	◎
	1-1-3	地域包括ケアシステムの構築 （在宅医療・介護連携の推進）	7	1-2-1 1-4-1		保健福祉課 （健康づくり）	○	○	○	○	○	○	×
	1-1-4	民生委員・児童委員活動の推進	9			保健福祉課 （福祉）		○	○	○	○	△	×
	1-1-5	障がい者・高齢者への虐待防止	11	1-4-2 1-5-3		保健福祉課 （介護保険）		○	○	○	○	×	×
	1-1-6	障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実 （自立支援協議会）	13	1-4-3 1-5-2		保健福祉課 （福祉）	○	○	-	○	○	○	◎
	1-1-7	地域包括ケアシステムの構築 （地域包括支援センターの運営）	15	1-2-3 1-4-4		保健福祉課 （介護保険）		○	○	○	○	◎	×
	1-1-8	生活困窮者への自立支援 （生活困窮者自立相談支援事業）	17	1-4-7		保健福祉課 （福祉）		○	○	○	○	◎	×
	1-1-9	生活困窮者への支援体制の強化	19	1-4-8		保健福祉課 （福祉）	○	○	○	○	○	×	◎
	1-1-10	福祉課題の解決に向けた地域による自律的な話し合いへの支援	21			保健福祉課 （福祉）	○	-	-	○	○	○	◎

	ページ	重複 番号	新規	担当課	修正箇所	スケジュール				自己評価	
						4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	業績目標	成果目標
1-2 地域包括ケアシステムの構築	23										
1-2-1 地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)	24	1-1-3 1-4-1		保健福祉課 (健康づくり)	○	○	○	○	○	○	×
1-2-2 地域包括ケアシステムの構築 (認知症施策の推進)	26			保健福祉課 (介護保険)	○	○	○	○	○	○	×
1-2-3 地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)	28	1-1-7 1-4-4		保健福祉課 (介護保険)		○	○	○	○	◎	×
1-2-4 地域包括ケアシステムの構築 (生活支援体制整備の実施)	30			保健福祉課 (介護保険)		○	○	○	○	×	△
1-3 要援護者支援システムの構築	32										
1-3-1 要援護者支援システムの構築(日ごろの見守り活動) (地域における要援護者の見守りネットワークの強化+ 地域の見守り体制づくりの推進)	33	1-1-1 1-5-1 2-1-7		保健福祉課 (福祉)	○	○	○	○	○	△	△
1-4 総合的な相談支援体制	35										
1-4-1 地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)	37	1-1-3 1-2-1		保健福祉課 (健康づくり)	○	○	○	○	○	○	×
1-4-2 障がい者・高齢者への虐待防止	39	1-1-5 1-5-3		保健福祉課 (介護保険)		○	○	○	○	×	×
1-4-3 障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実 (自立支援協議会)	41	1-1-6 1-5-2		保健福祉課 (福祉)	○	○	-	○	○	○	◎
1-4-4 地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)	43	1-1-7 1-2-3		保健福祉課 (介護保険)		○	○	○	○	◎	×
1-4-5 児童への虐待対応・防止	45	3-1-3 3-5-4 3-6-2		保健福祉課 (こども教育)		○	○	○	○	◎	△
1-4-6 子育てコンシェルジュ(利用者支援専門員)による子育て支援	47	3-1-4		保健福祉課 (こども教育)	○	○	○	○	○	◎	×
1-4-7 生活困窮者への自立支援 (生活困窮者自立相談支援事業)	49	1-1-8		保健福祉課 (福祉)		○	○	○	○	◎	×
1-4-8 生活困窮者への支援体制の強化	51	1-1-9		保健福祉課 (福祉)	○	○	○	○	○	×	◎

	ページ	重複 番号	新規	担当課	修正箇所	スケジュール				自己評価	
						4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	業績目標	成果目標
1-5 障がいのある方へのサポート	53										
要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動）		1-1-1		保健福祉課						△	△
1-5-1 （地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋ 地域の見守り体制づくりの推進）	54	1-3-1 2-1-7		（福祉）	○	○	○	○	○	△	△
1-5-2 障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実 （自立支援協議会）	56	1-1-6 1-4-3		保健福祉課 （福祉）	○	○	-	○	○	○	◎
1-5-3 障がい者・高齢者への虐待防止	58	1-1-5 1-4-2		保健福祉課 （介護保険）		○	○	○	○	×	×
1-5-4 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員制度	60			保健福祉課 （福祉）	○	○	○	○	○	○	○
1-5-5 こころの健康の保持・増進	62			保健福祉課 （保健活動）		○	○	○	○	○	○
1-6 健康寿命の延伸	64										
1-6-1 がん・生活習慣病予防対策の推進	66			保健福祉課 （健康づくり）		○	○	○	○	○	×
1-6-2 歯・口腔の健康の増進	68			保健福祉課 （健康づくり）		○	○	○	○	○	◎
1-6-3 高齢者の健康増進	70			保健福祉課 （保健活動）		○	○	○	○	○	△
1-6-4 食品衛生に関する相談・啓発	72			保健福祉課 （健康づくり）		-	○	○	-	○	×
1-6-5 感染症対策の推進	74			保健福祉課 （健康づくり）		○	○	○	○	△	◎
1-6-6 結核対策の推進	76			保健福祉課 （健康づくり）	○	○	△	○	○	○	×
1-6-7 狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の 管理に関する啓発	78	2-3-4		保健福祉課 （健康づくり）		○	○	○	○	○	△
1-6-8 そ族昆虫の防除に関する相談・啓発	80	2-3-3		保健福祉課 （健康づくり）		○	○	○	○	○	△
1-6-9 区民の健康増進及び健康づくりの人材育成	82		○	保健福祉課 （保健活動）		○	○	○	○	×	△
1-6-10 食育の推進	84	3-4-4	○	保健福祉課 （健康づくり）		○	○	○	○	△	◎

	ページ	重複 番号	新規	担当課	修正箇所	スケジュール				自己評価	
						4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	業績目標	成果目標
1-7 適切な生活保護の実施	87										
1-7-1 適正な保護の実施	88			保健福祉課 (生活支援)		○	○	○	○	◎	○
1-7-2 生活保護担当職員のスキルアップ（職員の資質向上） に向けた研修の実施	90			保健福祉課 (生活支援)	○	○	○	△	○	○	○
1-7-3 生活保護費返還金・徴収金の適切な債権管理	92			保健福祉課 (生活支援)	○	○	○	○	○	○	△
1-7-4 遺留金品の適正な管理	94			保健福祉課 (生活支援)		○	○	○	○	○	○
1-8 人権の尊重	96										
1-8-1 人権啓発推進事業	97			地域協働課 (地域協働)	○	○	○	○	○	○	×

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進

◆ 目指すべき将来像

地域福祉ビジョンに基づく地域福祉が地域で推進され、包括的な支援体制が確立されている状態。

◆ 施策

・地域福祉ビジョン（令和3年3月策定）に基づく地域福祉の推進

◆ 施策目標

地域福祉ビジョン推進期間（令和3年度～令和6年度）における取組を通じて、主だった地域活動の担い手に地域福祉推進の意義が浸透し、地域による地域福祉の推進を実施していきます。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-1-1	要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体制づくりの推進）
1-1-2	地域福祉施策・事業にかかる専門職等からの意見聴取 （地域福祉推進会議）
1-1-3	地域包括ケアシステムの構築 （在宅医療・介護連携の推進）
1-1-4	民生委員・児童委員活動の推進
1-1-5	障がい者・高齢者への虐待防止
1-1-6	障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実 （自立支援協議会）
1-1-7	地域包括ケアシステムの構築 （地域包括支援センターの運営）

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

1-1-8	生活困窮者への自立支援 (生活困窮者自立相談支援事業)
1-1-9	生活困窮者への支援体制の強化
1-1-10	福祉課題の解決に向けた地域による自律的な話し合いへの支援

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-1 1-3-1 1-5-1 2-1-7	要援護者支援システムの構築(日ごろの見守り活動) (地域における要援護者の見守りネットワークの強化+地域の見守り体制づくりの推進)	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	災害発生時に自力で避難することが困難な方(災害時要援護者)を避難支援する体制を構築するために必要な、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化する。
	内容	【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】(区CM自由経費) ・大正区社会福祉協議会の「見守り相談室」により、①「要援護者情報」の整備・管理②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を行う。 ・「地域見守り体制づくり推進事業」において配置する「見守り推進員」と連携し、支援を必要とする人の状況を把握する。 【地域見守り体制づくり推進事業】 ・各地域に「見守り推進員」を配置し、地域住民の相談援助を通じて地域の見守り体制づくりを推進する。 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」と連携し、地域で得た要援護者の情報を共有する。 ・個人情報(要援護者名簿)の取扱いについての協定未締結地域(3地域)と協定書を締結し日頃の見守り体制の推進・強化するとともに、個別避難計画の策定に向けた、支援を行う。
	予算額(予算科目)	16,541千円(区CM自由経費) / 11,230千円
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区内の要援護者 / 大正区民
	契約・入札方法	特名随意契約(福祉局) / 特名随意契約(区)
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	・要援護者名簿(情報)の整備及び管理 ・認知症高齢者等の行方不明時の早期発見 ・地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化 ・「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	・事業実施状況の振り返り ・区と区社協の協議により次年度実施計画の策定 ・履行確認、翌年度契約		○
	4月5日	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・福祉局から、要援護者名簿の整備に必要な行政情報リストが送付【6月末】 ・第1四半期分前金払い【4月】、第2四半期分前金払い【6月】	4月:HPIに掲載(更新)	○
	7月5日	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・行政情報リストを整備し、見守り相談室に送付【整備:7月、送付:8月】 ・見守り相談室から同意確認文書送付【9月】 ・第3四半期分前金払い【9月】		○
	10月5日	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・第4四半期分前金払い【12月】	11月:広報紙に掲載	○
	3月5日	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・履行確認、翌年度契約		○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		政策推進課と連携し、災害時における地域住民による要援護者への避難支援体制の構築に向けた支援に取り組む。		
前年度実績		・同意確認文書の発送件数:500件(令和3年度) ・協定締結 4地域(令和3年度) ・区の広報紙掲載:1回(令和3年度) ・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が60.5%		
業績目標	実績	・同意確認文書の 回答率100% ・個人情報(要援護者名簿)の取扱いについての協定締結(2地域) ・見守り活動についての広報(区HP等のデジタル媒体への掲載、区広報紙1回)	・同意確認文書の回答率約95% ・個人情報(要援護者名簿)の取扱いについての協定締結(4地域) ・広報紙1回・HP掲載	自己評価 △
成果目標	実績	・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が62%以上	56.3%	△
中期展望		本事業を実施することで、地域が主体的に見守り活動を実施し、福祉的課題を抱えた住民の発見や災害時における要援護者への避難支援につながっている状態。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携により、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化することで、地域が主体的に見守り活動をする機運が高まり、福祉的課題を抱えた住民の早期発見や災害時における地域による要援護者への避難支援体制の構築につながるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-2	地域福祉施策・事業にかかる専門職等からの意見聴取 (地域福祉推進会議)	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	区の地域福祉全般(子育て含む)に関する施策のあり方(方針案)を検討・決定するために、学識経験者や専門家などから意見聴取する「大正区地域福祉推進会議」を開催し、地域福祉施策の充実をめざす。
	内容	・各施策分野別会議体における課題と検討内容を集約し、地域福祉推進会議にて施策分野ごとの方針(大枠の方向性)及び区の地域福祉全体に関わる方針案について学識経験者や専門家などから意見聴取する。 ・大正区地域福祉推進会議における議論を踏まえた検討内容を、必要に応じて区政会議において報告し、区の地域福祉施策について提言する。
	予算額(予算科目)	133千円
	事業実施期間(回数)	令和4年度中に2回開催予定
	事業対象者(人数)	区内の医療、介護、高齢、障がい、子ども等関係機関の実務代表者及び学識経験者等(10名程度)
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業	
(前年度)	1月5日3月	・令和3年度 第32回地域福祉推進会議開催【2-3月】 ・次年度の開催日程・各回の議題について検討【3月】	2又は3月 :開催案内のHP	○	○
	6月5日	・次回会議内容の検討【5-6月】	5月:会議内容 広報紙・HP掲載	○	○
	7月5日	・事前資料と質問票等の送付【7-8月】 ・事前質問への回答及び委員長打合せ ・第1回地域福祉推進会議 開催【8-9月】	8月:開催案内 (HP・広報紙)	○	○
	12月5日	・次回会議内容の検討【11-1月】	11月:会議内容 の掲載 (HP・広報紙)	○	○
	3月5日	・事前資料と質問票の送付【2月】 ・事前資料と質問票の送付への回答及び委員長打合せ 第2回地域福祉推進会議開催【2-3月】 ・次年度の開催日程・各回の議題について検討【3月】	3月:開催案内 (HP・広報紙) 56月 :会議内容 を掲載	△	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		大正区地域福祉推進会議		
イベント等開催関係	開催日時	年2回 14時～16時		
	開催場所	大正区役所内会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	大正区社会福祉協議会（協力）		
	目標事業規模	【委員】北部地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、子ども・子育てプラザ、ケアマネージャー、区社協等 【学識経験者】1名 【区職員】区長、副区長、他関係各課職員		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	14時 開会、区長あいさつ 14時05分 議題の検討、質疑応答 16時 閉会		
	挨拶者	大正区長		
	来賓紹介	各分野の専門家会議のため来賓予定なし		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	開催通知等の発送		
その他他課との連携等		地域協働課長、防災防犯担当課長、こども・教育担当課長、生活支援担当課長が会議に出席		
前年度実績		第1回10月、第2回3月、大正区地域福祉推進会議の各委員からの意見や要望、評価について、①十分に区役所や委員との間で意見交換が行われていると感じている委員の割合70% ②適切なフィードバックが行われていると感じている委員の割合70%		
業績目標	実績	大正区地域福祉推進会議を年2回開催する。	第1回 令和4年9月30日開催 第2回 令和5年2月28日開催	自己評価 ○
成果目標	実績	大正区地域福祉推進会議の各委員からの意見や要望、評価について、①十分に区役所や委員との間で意見交換が行われていると感じている。②適切なフィードバックが行われていると感じている委員の割合がともに75%以上。	①91% ②91%	◎
中期展望		施策分野ごとの方針（大枠の方向性）及び区の地域福祉全体に関わる方針案について、大正区地域福祉推進会議における議論内容が反映される状態。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		大正区地域福祉推進会議の各委員からの意見や要望、評価について、「意見交換が十分に行われている」「適切なフィードバックが行われている」と感じる割合が多くなることで、大正区地域福祉推進会議が機能していることに繋がることから、成果目標を達成することが中期展望の達成に寄与する。と考える。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-3 1-2-1 1-4-1	地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)	令和4年4月1日 保健福祉課(介護・健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するために、在宅での生活を支えるための医療と介護の関係機関と従事者同士の連携体制の構築を推進する。
	内容	・在宅医療と介護の連携を推進するために地域の課題を抽出し、関係機関・団体及び区役所による在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催する。地域課題・ニーズの把握のため、地域包括支援プロジェクトチーム・地域支援会議・地域ケア会議と連携する。 ・多職種研修会を開催し、医療、介護関係機関の連携促進を図り、在宅医療等に関するフォーラム等を実施するなどして、地域住民を対象に啓発を行う。啓発事業の検討段階から医療・介護の関係機関と協議することで、関係者間のネットワーク強化と情報共有を図る。 ・会議等において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。 ・「大正あんしんネット災害ICT」に参画し、医療・介護事業者との情報共有を図る。 ・HP・SNS・広報紙を活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発を図る。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	令和4年度予算 健康局予算(報償金:15千円、旅費:6千円、消耗品費:15千円、印刷製本費:418千円、通信運搬費:14千円、委託料:475千円、使用料:165千円)
	事業実施期間(回数)	在宅医療・介護連携推進実務者会議(4回)(web会議や書面による会議含む)
	事業対象者(人数)	医療・介護事業者及び区民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5 3月	・在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催し、次年度の医療・介護連携事業の取組みを検討する。 ・地域福祉推進会議で次年度計画を報告	HP・SNS	○	○
	4月 5	【5月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(啓発にかかる事業の具体案の検討、地域ニーズ・課題の共有) 【6月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告	HP・SNS	○	○
	7月 5	【7月】区内の医療や介護職が時々のテーマで事例検討のグループワークを実施したりしながら顔の見える関係を作り・連携の推進を目的とした多職種研修会開催 【8月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業内容の進捗確認、内容検討、課題・ニーズの取り扱い確認) <u>【9月】在宅医療介護フォーラム</u>	HP・SNS	○	○
	10月 2月 5	【11月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業実施に向けた最終調整) <u>【11月】在宅医療介護フォーラム</u> 【11月】職員防災訓練での災害ICTの試験実施	HP・SNS 広報紙	○	○
	3月 5	【2月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(次年度の取組み検討) 【2月】多職種研修会開催 【3月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告 【3月】在宅医療・介護連携にかかる広報物の発行(かわら版:第2号)	HP・SNS	○	○
備考	・HP・SNSを活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発(通年)				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		医療・介護連携推進実務者会議		
イベント等開催関係	開催日時	年4回(5、8、11、2月)		
	開催場所	大正区役所会議室、Web会議		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	議事内容報告・質疑応答やその他報告などの情報共有を行う		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		医療・介護連携推進実務者会議4回開催／自らの終末期のあり方を考える区民の割合 68.9% 人生の最終段階における医療や療養について家族などと話し合っている区民の割合41.2% (令和3年度)		
業績目標	実績	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合が80%以上 ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合が50%以上	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合71.3% ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合36.1%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		自らの終末期のあり方を意識し考える区民が増えることは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-4	民生委員・児童委員活動の推進	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	民生委員・児童委員が地域住民への多様な相談・見守り等の活動を行うために必要となる、各種団体・関係機関との連携や助言等にかかる知識・スキルの習得並びに住民視点にたった地域レベルでの福祉活動を担うために必要な支援を行うことで、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
	内容	民生委員・児童委員、自らが上記の目的達成のために、毎月開催(8月除く)の地区民生委員長会場で見守り活動や相談支援に関する課題の抽出や助言を行い、地域活動協議会と日頃の見守り活動等について連携を図る。 ・地区民生委員長会・区役所連絡会の開催(毎月第3木曜日※8月は休会) ・費用弁償(年4回:6月・9月・12月・3月) ・研修会開催支援(区民児協主催:年1回) ・親子のつどいへの協賛(広報支援、職員派遣) ・補充委嘱・解嘱事務(随時) ・改選事務(3年毎※令和4年度は改選年度に該当)
	予算額(予算科目)	区CM自由経費・福祉局、こども青少年局
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	民生委員・児童委員112名
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5 3月	【1～3月】地区民生委員長会・区役所連絡会 【3月】費用弁償(第4半期分)		○	○
	6月 5	【4～6月】地区民生委員長会・区役所連絡会、改選事務(区推薦会委員の推薦(市長委嘱)、各種団体へ地区準備会委員の推薦依頼・選考・区長委嘱、地区準備会へ民生委員候補者の選考依頼等)、親子のつどいへの協賛(広報支援、職員派遣) 【5月】総会への参加 【6月】費用弁償(第1半期分)	【5月】区広報紙・区HPIに開催案内の掲載 【6月】区HPIに開催報告の掲載	○	○
	9月 7月 5	【7～9月】地区民生委員長会・区役所連絡会 ※8月は休会、改選事務(地区準備会・区推薦会による民生委員候補者の選考・上部団体への推薦等) 【9月】費用弁償(第2半期分)		○	○
	10月 12月 5	【10～12月】地区民生委員長会・区役所連絡会 【10月】民生委員児童委員大会への参加 【11月】研修会開催 【12月】費用弁償(第3半期分)、改選事務(委嘱状伝達式(市・区)、各種会議の開催等)		○	○
	3月 1月 5	【1～3月】地区民生委員長会・区役所連絡会、改選事務(各種会議の開催) 【3月】費用弁償(第4半期分)		○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		地区民生委員長会・区役所連絡会		
イベント等開催関係	開催日時	毎月第3木曜日(※8月は休会)		
	開催場所	502会議室		
	区役所の主催等	大正区役所・大正区民生委員児童委員協議会		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	14:00 開会 あいさつ 市会長連絡協議会報告 区協議会関係 区役所報告関係 15:00 閉会		
	挨拶者	区長、会長		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		こども教育担当との連携(親子のつどいへの職員派遣、こどもサポートネットへの民生委員の参画)		
前年度実績		・地区民生委員長会・区役所連絡会の開催 年7回(令和3年度) ・研修内容を理解し、日常の職務に役立つと感じた研修参加の民生委員・児童委員の割合88.2%(令和3年度)		
業績目標	実績	地区民生委員長会・区役所連絡会の開催 年11回	年10回	自己評価
				△
成果目標	実績	研修内容を理解し、日常の職務に役立つと感じた研修参加の民生委員・児童委員の割合95%以上	75%	×
中期展望		社会情勢の変化や児童虐待の増加に対応しながら、地域住民に対する多様な相談・見守り等の活動が円滑に行われている。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		社会情勢の変化や児童虐待の増加に対応しながら、地域住民に対する多様な相談・見守り等の活動が円滑に行われるには、日常の職務に役立つ研修を開催し、民生委員・児童委員の知識・スキルの向上につなげる必要があるため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-5 1-4-2 1-5-3	障がい者・高齢者への虐待防止	令和4年4月1日 保健福祉課(介護)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい者及び高齢者の虐待の防止、早期発見及びその適切な支援の実施を図るために、障がい者や高齢者に関わる支援者や関係機関が情報を共有し連携協力していくことを目的とする。
	内容	① 高齢者虐待防止法、障がい者虐待防止法に基づき虐待対応を行う。 ② 通報受理窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センターと連携し虐待対応を行うとともに、障がい者・高齢者虐待防止連絡会を開催。 ③ 虐待対応したケースについては特別の配慮が必要なことから施設入所関係書類と一元管理を行う。 ④ HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用し、障がい者・高齢者虐待防止に関する相談窓口等の周知を図る。
	予算額(予算科目)	障がい者 8千円 高齢者 25千円(区CM自由経費・福祉局)
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 3月 ・年間スケジュールの検討・決定 ・HP作成		○	○
4月 6月	【4月】大阪市広報板・バス停に虐待防止リーフレット・啓発物の掲示	HP、SNS更新、 広報誌、大阪市広報版掲載	○	○
7月 9月			○	○
10月 12月	障がい者・高齢者虐待防止連絡会		○	○
1月 3月	年間スケジュールの検討・決定		○	○
備考	通年で虐待対応			

項目		内容		
講座・イベント・会議名				
イベント等開催関係	開催日時			
	開催場所			
	区役所の主催等			
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル			
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		障がい者・高齢者の虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合 28.4% 虐待防止相談窓口の周知(広報紙9・11月 2回)、研修会の開催(1回)		
業績目標	実績	・HP、SNS、広報紙・大阪市広報板・バス停に虐待防止相談窓口の周知(各1回) ・研修会の開催(1回)	周知: 広報紙(9、11月)、大阪市広報板、バス停掲示 研修会: 1回	自己評価 ×
成果目標	実績	・区民意識調査で、障がい者・高齢者の虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合が、全体の30%以上を目標とする。	19.00%	×
中期展望		地域住民や関係者が虐待に対する理解を深め、虐待に繋がる可能性のあるケースの相談が地域包括支援センターや障がい者相談支援センターに寄せられ、関係機関や関係団体が早期対応により虐待の発生を未然に防ぐ状況を創っていく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		虐待の相談窓口を知っている人が増え、相談が寄せられることで、区民の高齢者・障がい者虐待防止に対する意識の向上が図られ、虐待を未然に防ぐ状況につながっていく。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-6 1-4-3 1-5-2	障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実 (自立支援協議会)	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい者福祉にかかるシステムづくりに関し中核的な協議の場として大正区地域自立支援協議会を設置し、事例検討等を通じて課題や必要な情報を共有し、関係機関の連携を図る。構築されたネットワークを生かし、地域における障がいのある方への支援体制を充実していく。
	内容	・毎月、区役所で障がいのある方、その家族、事業所等を対象に無料相談会を行う。 ・障がい者総合支援法89条の3にもとづき困難事例への対応や、地域の関係機関によるネットワーク構築等にかかる課題を協議するため、年6回(隔月)協議会を実施。 ・相談支援事業所との意見交換会を開催し、事例検討会を実施する。 ・区内の障がい支援事業所・児童通所事業所との意見交換会を開催し事業所間の連携を図る。 ・また、本協議会において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。 ・障がい支援の事業所等のスキルアップのため、事業所へ向けた研修を実施する。
	予算額(予算科目)	112千円(消耗品費42千円、通信運搬費10千円、筆耕翻訳料60千円)
	事業実施期間(回数)	協議会を隔月に実施(年6回)。相談会を毎月実施。
	事業対象者(人数)	大正区民
委託関係	契約・入札方法	-
	募集要項のポイント	-
	仕様書のポイント	-
	選考委員等選考方式	

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	次年度の実施内容にかかる企画・調整		
	6月5日	第6回協議会(2月開催) 令和4年度年間スケジュールの検討	-	○
7月5日	第1回協議会(4月開催) 令和4年度年間スケジュールの確定		○	○
	第2回協議会(6月開催) 区障がい者相談支援センターの運営評価	-	○	○
9月5日	第3回協議会(8月開催) 事業継続計画の学習会		-	-
	第43回協議会(10月開催) 研修の開催 事業継続計画の学習会		-	-
10月5日	第54回協議会(12月開催) 防災の取組について 研修の開催		-	-
	第65回協議会(2月開催) 令和5年度年間スケジュールの検討	-	○	○
11月5日				
備考	毎月第3月曜日に相談会の開催			
	隔月、相談支援事業所連絡会議(事例検討会、情報共有)の開催 HPや広報誌への相談会開催記事の掲載			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		自立支援協議会		
イベント等開催関係	開催日時	4月から隔月開催		
	開催場所	大正区役所会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	区相談支援センター、区身体障害者団体協議会、障がい福祉サービス提供事業所、障がい者施設、相談支援事業所、区社会福祉協議会、区役所 計1312名		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	情報交換、困難事例の共有、自立支援協議会の役割についての研修等 所要時間 1時間30分～2時間		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
動員の方法		開催通知の送付(年間会議予定は事前に配布)		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・研修会の開催(令和2年度 0回 令和3年度 0回) ・計画相談事業所連絡会6回開催(令和2年度 2回 令和3年度4回) ・相談会12回開催(令和2年度8回 令和3年度12回)		
業績目標	実績	・障がい福祉サービス事業所へ向けた研修を1回以上開催する。 ・相談会12回開催 ・交通機関(バス停)相談会の案内ピラを設置。相談会の案内を保健福祉課の窓口でも掲示する。	・研修1回 ・相談会12回 ・掲示済み	自己評価 ○
成果目標	実績	・研修参加者アンケートを実施し、 実践に役立った今後の支援活動に役立つ と回答した割合が80%以上…① ・相談会でアンケートを実施し、「必要な情報提供を受けられた」と回答した人が70%以上…②	① 96% ② 100%	◎
中期展望		行政・サービス提供事業所等が連携して支援していくため、サービス提供事業所等関係機関のネットワーク構築や各事業所のスキルアップを図り、支援体制を整える。そして、支援体制の充実によって、必要とする自立支援サービスを適切に受けれるようになり、安心して地域生活を送れる環境を目指していく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		障がい支援の事業所に向けた研修会を開催する事によって、実践に役立つスキルの向上が図られ、障がいのある方への支援体制の整備に寄与するため。また相談会では、社会資源等の情報提供支援によって、必要な情報を得られたと感じた人が多いということは、適切な自立支援サービスを受ける事につながると考え、ひいては、安心して地域生活を送れる環境を整えるきっかけにつながると考えるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュール修正 成果目標の修正
------	---------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-7 1-2-3 1-4-4	地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)	令和4年4月1日 保健福祉課(介護)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、大正区における高齢者の総合相談支援窓口である地域包括支援センターの適切な運営を行い、地域包括ケアシステムの構築につなげる。
	内容	<地域包括支援センターの主な事業・業務>(福祉局の委託) ・高齢者やその家族からの介護、福祉などに関する相談を総合的に受けるとともに、必要に応じて訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ。 ・高齢者虐待の早期発見・防止のための地域支援体制づくり、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止のための情報提供。 ・ケアマネジャーが孤立しないよう、一緒にケアマネジメント過程を振り返ったり、連絡会などを開催し、多機関との連携が行えるよう支援。 ・要支援者に対する予防給付、要介護・要支援状態となるおそれのある方に対する介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるための適切なケアマネジメントを行う。 <大正区地域包括支援センター運営協議会>(区が設置) ・地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑な運営を図るために、センターの運営・評価に関することや、地域包括ケアシステムに関する課題等、その他の地域包括ケアに関することについて検討・協議を行う ・検討・協議した課題について、地域福祉推進会議に報告することで施策の改善につなげる。 <大正区役所> ・HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用して地域包括支援センターの機能について区民への周知を図り、総合相談窓口としての機能を活性化させる。 ・地域課題の分析を基に10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画し、施策の改善につなげる。 ・大正区地域包括支援センター運営協議会の事務局として、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑な運営を支援。
	予算額(予算科目)	31千円(区CM自由経費・福祉局)
	事業実施期間(回数)	年3回
	事業対象者(人数)	委員10名 包括ランチ事務局10名
	契約・入札方法	福祉局による公募型プロポーザル方式
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5 3月	【2月下旬】 〈区役所〉第3回地域包括支援センター運営協議会開催(次年度の計画を検討) 〈区役所〉地域包括ケアシステムにおける課題について意見交換 〈区役所〉福祉局からの次年度の契約書の仕様書に関する照会について、内容の確認を行い回答する 【3月】 〈協議会〉地域福祉推進会議で実績・次年度計画を報告		○
	4月 5	【4月】 〈区役所〉大阪市広報板・バス停掲示を活用し地域包括支援センターを周知する。 〈区役所〉転入者セットに地域包括支援センターの周知リーフレットを封入する。 〈区役所〉地域包括支援センター運営協議会開催準備 【5月】 〈区役所〉第1回地域包括支援センター運営協議会開催(主な議題:前年度の報告、今年度の計画)	HP・SNS更新	○
	7月 5	【7月】 〈区役所〉第2回地域包括支援センター運営協議会開催(主な議題:前年度評価)	HP・SNS更新	○
	10月 5		・広報紙掲載 ・HP・SNS更新	○
	1月 3月 5	【1月】 〈区役所〉地域包括支援センター運営協議会開催準備 【2月下旬】 〈区役所〉第3回地域包括支援センター運営協議会開催(主な議題:地域ケア会議のまとめ・地域包括ケアシステムにおける課題の対応について意見交換・次年度計画検討) 〈区役所〉福祉局からの次年度の契約書の仕様書に関する照会について、内容の確認を行い回答する 【3月】 〈協議会〉地域福祉推進会議で実績・次年度計画を報告	HP・SNS更新	○
備考	・毎月:2包括管理者及び区役所担当者と事務打ち合わせ			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		地域包括支援センター運営協議会		
イベント等開催関係	開催日時	【5月中旬～下旬】【7月下旬】【2月下旬】年3回開催 午後2時～3時30分		
	開催場所	大正区役所 会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護老人保健施設・居宅介護支援事業者連絡会 ・訪問看護ステーション連絡会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・老人クラブ連合会		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	事前に当日の資料を配布し、意見質問等検討いただくよう依頼。		
	イベント等 当日タイムテーブル	2時00分 課長挨拶 2時05分 議事内容報告・質疑応答 3時20分 その他報告		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		区内2ヶ所の地域包括支援センター		
前年度実績		会議開催 3回 区民意識調査で「地域包括支援センターを知っている」区民の割合38.0%		
業績目標	実績	・地域包括支援センターの案内をHP、SNS、区広報紙・大阪市広報板・バス停において実施する(各年1回以上) ・10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画する。 ・会議開催 3回	・周知:広報紙(9、11月)、大阪市広報板、バス停掲示、HP ・小学校区の地域福祉課題の協議に参画 ・会議:3回 ・郵便局員向けに支援が必要な方を早期発見・対応ができる気づきとなるチラシを作成した。	自己評価 ◎
成果目標	実績	区民意識調査で「地域包括支援センターを知っている」区民の割合が50%以上を目標とする	36.6%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		地域包括支援センターが広く区民に認知されることで、相談件数や地域ケア会議の件数が増加し、地域課題抽出のためのデータベースが蓄積され、高齢者の適切な支援につながり、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		
SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を		
修正履歴				

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-8 1-4-7	生活困窮者への自立支援 (生活困窮者自立相談支援事業)	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	自ら支援を求めることが困難な人たちをはじめとする生活困窮者の早期の自立支援を図る目的で、生活困窮者自立相談支援事業を行う。
	内容	当事業は大正区社会福祉協議会に業務委託している。 (委託内容) ・生活困窮者を早期に把握し、複合的な課題に包括的・一元的に対応する自立相談支援機関の窓口(インコス大正)を区役所内に設置し、相談を受け付ける。自ら相談に訪れることが困難な場合はアウトリーチでの対応を図る。 ・アセスメントを行うことにより、自立相談支援機関が継続してプラン策定等の支援を行うか他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断する。 ・プラン案は生活困窮者自立支援法に基づく「住居確保給付金の利用」「総合就職サポート事業の事業者による就労支援」「子ども自立アシスト事業」等と同法に基づかない「生活福祉資金貸付事業(社会福祉協議会)」「生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワーク)」等を組み合わせて策定する。 ・支援調整会議によりプランの決定、定期的に評価を行い、目標達成まで支援を行う。 区の担当の役割は住居確保給付金の支給決定事務、支援調整会議に参加・協議し、決定事項を確認する、自立相談支援機関への後方支援として関係機関・関係部署との連携体制を構築することである。また事業の取組状況について自立相談支援機関とともに自己評価を行い、その結果を踏まえ改善を図っていく。
	予算額(予算科目)	福祉局予算
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区に居住する生活困窮者
委託関係	契約・入札方法	公募型企画提案(プロポーザル)方式
	募集要項のポイント	生活困窮者の自立にむけて包括的な支援の提供とアウトリーチの充実を図るため、様々な社会資源に関する知識と高度な相談支援技術を有する。
	仕様書のポイント	相談者等の状況に応じ、アウトリーチ支援を積極的に行う。
	選考委員等選考方式	福祉局主導で専門知識を有する外部委員を含めた選定会議において決定。

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業	
(前年度)	1月～3月	生活困窮者自立支援事業の実施 老人憩の家などを利用した出張窓口	区HP 区社協だより	○	○
	4月～6月	生活困窮者自立支援事業の実施 区内中学校事業説明	区HP／区広報紙 区社協だより チラシ設置(地域集会所、UR、市営住宅、郵便局、広報サポーター等)	○	○
	7月～9月	生活困窮者自立支援事業の実施 民生委員長会、地区社協会長会、見守り推進員連絡会事業説明 施設連絡会、居宅支援事業連絡会、障がい者事業所連絡会等事業説明	区HP チラシ配布(ふれあい喫茶等)	○	○
	10月～12月	生活困窮者自立支援事業の実施 「きらめきパーティ」フードドライブの実施	区HP 区社協だより チラシ配布(区民まつり)	○	○
	1月～3月	生活困窮者自立支援事業の実施 老人憩の家などを利用した出張窓口	区HP 区社協だより	○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
その他他課との連携等		就労支援事業との連携について、引き続き取り組む。		
前年度実績		相談受付件数 426件(令和3年度) 就労にかかるプラン作成 178件のうち、就労達成 99件、就労率 55.6%(令和3年度)		
業績目標	実績	相談受付件数 300件以上	相談受付件数 375件	自己評価 ◎
成果目標	実績	就労にかかるプラン作成を行った対象者のうち就労率70%	就労にかかるプラン作成を行った対象者のうち就労率62.5%	×
中期展望		生活困窮者自立支援制度が地域に定着し、第二のセーフティネットとしての機能を果たすとともに、地域との情報共有により地域に根ざしたきめ細やかな支援を進める。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		就労し、職場定着することにより世帯収入の安定が図られることで、生活保護申請に至ることなく自立につながり、第2のセーフティネットとしての機能を果たすことに寄与するため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-9 1-4-8	生活困窮者への支援体制の強化	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	生活困窮者の早期発見、迅速な支援の開始、自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するため、生活困窮者自立支援担当をはじめとして、関係部署及び関係機関等が生活困窮者自立支援制度の理念及び生活困窮者の支援に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で生活困窮者の支援方法と各々の役割分担を議論し、地域を含めた支援機関での適切な支援につなげていく。
	内容	①生困シェア会議(実務者レベル:支援実務者会議(定期開催)・支援検討会議(随時開催)) ・区役所各窓口や関係機関に相談等のあった生活困窮事案についての情報共有 ・支援にかかる本人同意を得るためのアウトリーチの手法の検討 ・個別ケースについての支援方針の検討 ・関係機関の役割分担の検討 ②生活困窮者支援会議(代表者レベル) ・生困シェア会議の活動状況の報告・総括 ・生活困窮者支援の状況、課題の共有 ・地域資源に関する課題の検討 ・生活困窮者支援を通じたまちづくりに活かすための検討
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区に居住する生活困窮者
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	生活困窮者支援会議の開催(2-3月) 生困シェア会議の開催(支援実務者会議:定期開催・支援検討会議:随時開催)	○	○
	4月～6月	生困シェア会議の開催(支援検討会議:随時開催)事案0件のため未開催	○	○
	7月～9月	生活困窮者支援会議の開催(8-9月) 生困シェア会議の開催(支援検討会議:随時開催) 事案0件のため未開催	○	○
	10月～12月	生困シェア会議の開催(支援検討会議:随時開催)	○	○
	1月～3月	生活困窮者支援会議の開催(2-3月) 生困シェア会議の開催(支援検討会議:随時開催)	○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		生活困窮者支援会議(大正区地域福祉推進会議)		
イベント等開催関係	開催日時	年2回 14時～16時		
	開催場所	大正区役所内会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	大正区社会福祉協議会(協力)		
	目標事業規模	【委員】北部地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、子ども・子育てプラザ、ケアマネージャー、区社協等 【学識経験者】1名 【区職員】区長、副区長、他関係各課職員		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	14時 開会、区長あいさつ 14時5分 議題の検討、質疑応答 16時 閉会		
	挨拶者	大正区長		
	来賓紹介	各分野の専門家会議のため来賓予定なし		
	祝電紹介の方法	—		
動員の方法		開催通知等の発送		
その他他課との連携等		区役所各担当課職員、各関係機関等との連携を密にする。		
前年度実績		生困シェア会議(支援実務者会議・支援検討会議)を2回開催 個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議(支援検討会議)1回目を開催する割合100% 1回目の支援検討会議で支援につながった割合—%(該当会議なし)		
業績目標	実績	生困シェア会議(支援実務者会議・支援検討会議)を年間4回開催	生困シェア会議2回開催 ・支援実務者会議1回 ・支援検討会議1回	自己評価 ×
成果目標	実績	・個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議(支援検討会議)1回目を開催する割合100% ・1回目の支援検討会議で支援につながった割合50%	・個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議(支援検討会議)1回目を開催した割合100% ・1回目の支援検討会議で支援につながった割合100%	◎
中期展望		生活困窮者の自立の促進		
成果目標が中期展望に寄与する理由		生活困窮者を早期に発見し、迅速に支援を開始することで、生活困窮者の自立が促されるため		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-10	福祉課題の解決に向けた地域による自律的な話し合いへの支援	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	地域団体等による福祉課題の解決に向けた自律的な話し合いの場を設けるために必要な支援を行うことで、大正区地域福祉ビジョンがめざす「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の推進に寄与する。
	内容	大正区役所、大正区社会福祉協議会、関係機関と連携し、地域団体等による自律的な話し合いの場を設けるために必要な支援を行う。 「区政会議」をはじめとする会議体への報告等に必要な支援を行う。 ・地域への意向調査 ・関係部署・関係機関等との連絡調整 ・資料準備・作成 ・話し合いへの参加(福祉G、区社協、関係部署・機関等) ・その他必要な支援
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	地域団体など
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5月3月 【随時】 ・地域への意向確認、関係部署・関係機関等との連絡調整、資料準備・作成、話し合いへの参加、その他必要な支援		○	○
	4月5月 【随時】 ・地域への意向確認、関係部署・関係機関等との連絡調整、資料準備・作成、話し合いへの参加、その他必要な支援		—	—
	7月5月 【随時】 ・地域への意向確認、関係部署・関係機関等との連絡調整、資料準備・作成、話し合いへの参加、その他必要な支援		—	—
	10月5月 【随時】 ・地域への意向確認、関係部署・関係機関等との連絡調整、資料準備・作成、話し合いへの参加、その他必要な支援		○	○
	1月5月 【随時】 ・地域への意向確認、関係部署・関係機関等との連絡調整、資料準備・作成、話し合いへの参加、その他必要な支援		○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名				
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	地域団体		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	大正区役所、大正区社会福祉協議会、関係部署、関係機関		
	目標事業規模	【地域住民】地域活動協議会		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		地域支援会議開催 10回（令和3年度）		
業績目標	実績	地域団体等による自律的な地域福祉課題の解決に向けた話し合いの開催回数：年10回	10回	自己評価 ○
成果目標	実績	区の支援が地域福祉課題の解決に役に立っていると感じる参加者の割合：60%以上。	94%	◎
中期展望		大正区地域福祉ビジョンがめざす「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」が充実・強化されている状態		
成果目標が中期展望に寄与する理由		区の支援が地域福祉課題の解決に役に立っていると感じている参加者の割合が向上していることは、地域団体等による話し合いが地域福祉課題の解決に資することにより「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の充実・強化に寄与していると考えられるため		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュール修正
------	----------

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-2 地域包括ケアシステムの構築

◆ 目指すべき将来像

医療・介護をはじめとする包括的・総合的なケアを受け、高齢者が安心して住み慣れた地域で、個人の尊厳が尊重され自立した日常生活を営むことのできる状態。

◆ 施策

(ア)在宅医療・介護連携の推進
(イ)認知症施策の推進
(ウ)地域包括支援センターの運営
(エ)生活支援体制整備事業 の4つの施策を軸に地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

◆ 施策目標

2025年までに全ての地域で地域包括ケアシステムの構築を行います。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-2-1	地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)
1-2-2	地域包括ケアシステムの構築 (認知症施策の推進)
1-2-3	地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)
1-2-4	地域包括ケアシステムの構築 (生活支援体制整備の実施)

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-3 1-2-1 1-4-1	地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)	令和4年4月1日 保健福祉課(介護・健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するために、在宅での生活を支えるための医療と介護の関係機関と従事者同士の連携体制の構築を推進する。
	内容	・在宅医療と介護の連携を推進するために地域の課題を抽出し、関係機関・団体及び区役所による在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催する。地域課題・ニーズの把握のため、地域包括支援プロジェクトチーム・地域支援会議・地域ケア会議と連携する。 ・多職種研修会を開催し、医療、介護関係機関の連携促進を図り、在宅医療等に関するフォーラム等を実施するなどして、地域住民を対象に啓発を行う。啓発事業の検討段階から医療・介護の関係機関と協議することで、関係者間のネットワーク強化と情報共有を図る。 ・会議等において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。 ・「大正あんしんネット災害ICT」に参画し、医療・介護事業者との情報共有を図る。 ・HP・SNS・広報紙を活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発を図る。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	令和4年度予算 健康局予算(報償金:15千円、旅費:6千円、消耗品費:15千円、印刷製本費:418千円、通信運搬費:14千円、委託料:475千円、使用料:165千円)
	事業実施期間(回数)	在宅医療・介護連携推進実務者会議(4回)(web会議や書面による会議含む)
	事業対象者(人数)	医療・介護事業者及び区民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5 3月	・在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催し、次年度の医療・介護連携事業の取組みを検討する。 ・地域福祉推進会議で次年度計画を報告	HP・SNS	○	○
	4月 5	【5月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(啓発にかかる事業の具体案の検討、地域ニーズ・課題の共有) 【6月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告	HP・SNS	○	○
	7月 5	【7月】区内の医療や介護職が時々のテーマで事例検討のグループワークを実施したりしながら顔の見える関係を作り・連携の推進を目的とした多職種研修会開催 【8月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業内容の進捗確認、内容検討、課題・ニーズの取り扱い確認) <u>【9月】在宅医療介護フォーラム</u>	HP・SNS	○	○
	10月 2月 5	【11月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業実施に向けた最終調整) <u>【11月】在宅医療介護フォーラム</u> 【11月】職員防災訓練での災害ICTの試験実施	HP・SNS 広報紙	○	○
	3月 5	【2月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(次年度の取組み検討) 【2月】多職種研修会開催 【3月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告 【3月】在宅医療・介護連携にかかる広報物の発行(かわら版:第2号)	HP・SNS	○	○
備考	・HP・SNSを活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発(通年)				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		医療・介護連携推進実務者会議		
イベント等開催関係	開催日時	年4回(5、8、11、2月)		
	開催場所	大正区役所会議室、Web会議		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	議事内容報告・質疑応答やその他報告などの情報共有を行う		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		医療・介護連携推進実務者会議4回開催／自らの終末期のあり方を考える区民の割合 68.9% 人生の最終段階における医療や療養について家族などと話し合っている区民の割合41.2% (令和3年度)		
業績目標	実績	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合が80%以上 ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合が50%以上	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合71.3% ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合36.1%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		自らの終末期のあり方を意識し考える区民が増えることは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-2-2	地域包括ケアシステムの構築 (認知症施策の推進)	令和4年4月1日 保健福祉課(介護)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、認知症高齢者等を支援する区内のネットワークの充実を図り、地域の認知症の方の発見力や認知症対応力を強化する仕組みを構築し、地域に潜在する認知症の方の早期把握や適切な支援につなぐ取組みの推進を図り、地域包括ケアシステムの構築につなげる。
	内容	【認知症強化型地域包括支援センター】(福祉局の委託) 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう取り組む。 ①認知症高齢者支援ネットワーク連絡会の事務局として、認知症高齢者支援ネットワーク連絡会の開催・運営を行う。 ②区内の認知症にかかる情報収集・地域課題の分析や具体的取組みの支援 ③認知症にかかわる関係機関への後方支援として、専門職向け研修会や区民向け啓発事業を行う。 【大正区役所】 ・HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用して認知症に関する相談窓口について区民への周知を図る ・認知症にかかる区民向け啓発事業の広報協力 ・認知症にかかる専門職向け研修会の広報協力 ・認知症高齢者支援ネットワーク連絡会への参画
	予算額(予算科目)	福祉局予算
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	委員30名
委託関係	契約・入札方法	大阪市が大正区認知症強化型地域包括支援センター及び大正区医師会に特名随意契約(認知症強化型地域包括支援センター運営事業、啓発事業を委託)
	募集要項のポイント	福祉局予算のため福祉局が募集要項を定めている
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 3月	第2回認知症高齢者支援ネットワーク連絡会(区内の認知症高齢者等の現状の情報共有・課題抽出・今年度事業の報告・次年度計画検討) ・区民向け啓発事業の実施		○
	4月	【認知症強化型地域包括支援センター】(随時) ①区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会の開催 ②区内の認知症にかかる情報収集・地域課題の分析や具体的取組みの支援 【区役所】 大阪市広報板やバス停に掲示し認知症相談窓口を周知をはかる 転入者セットに認知症相談窓口の周知リーフレットを封入する	HP更新	○
	7月	【認知症強化型地域包括支援センター】(随時) ①区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会の開催 ②区内の認知症にかかる情報収集・地域課題の分析や具体的取組みの支援 【区役所】 大阪市広報板やバス停に掲示し認知症相談窓口を周知をはかる	HP更新 7月 区広報紙	○
	10月	【認知症強化型地域包括支援センター】(随時) ①区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会の開催 ②①区内の認知症にかかる情報収集・地域課題の分析や具体的取組みの支援 ③②認知症にかかわる関係機関への後方支援として、専門職向け研修会や区民向け啓発事業を行う 【区役所】 大阪市広報板やバス停に掲示し認知症相談窓口を周知をはかる	HP更新 10月 区広報紙	○
	1月	【認知症強化型地域包括支援センター】(随時) ①区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会の開催 ②区内の認知症にかかる情報収集・地域課題の分析や具体的取組みの支援 ③認知症にかかわる関係機関への後方支援として、専門職向け研修会や区民向け啓発事業を行う。 【区役所】 大阪市広報板やバス停に掲示し認知症相談窓口を周知をはかる。	HP更新 1月 区広報紙	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		認知症高齢者支援ネットワーク連絡会		
イベント等 開催関係	開催日時	【8月】【2月】年2回(午後2時～4時)会議開催		
	開催場所	大正区役所		
	区役所の主催等	共催		
	その他主催団体・組織等	認知症強化型地域包括支援センター、医師会		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会・歯科医師会・薬剤師会・認知症疾患医療センター・居宅介護支援事業者連絡会・訪問看護ステーション連絡会・消防署・警察署・社会福祉協議会・包括支援センター・ランチ・オレンジチーム(初期集中支援チーム)		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	2時00分 議事内容報告・質疑応答 3時30分 その他報告		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		認知症高齢者支援ネットワーク連絡会(2回)専門職向け研修(1回)認知症講演会(1回) 広報紙掲載(2回) 区民意識調査で認知症に関する相談窓口を知っている区民の割合29.1%		
業績目標	実績	・HP、SNS、広報紙・大阪市広報板・バス停掲示による認知症相談窓口の周知(各年1回以上)	・周知:広報紙(9、11月)、大阪市広報板、バス停掲示 女性会・PTAに対して講演会・認知症相談先の案内・周知 ・研修会:各1回	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査で認知症に関する相談窓口を知っている区民の割合が全体の35%以上	24.2%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		認知症の理解を深め相談窓口が広く区民に周知されることで、地域に潜在する認知症の方の早期把握や適切な支援につながり、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-7 1-2-3 1-4-4	地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)	令和4年4月1日 保健福祉課(介護)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、大正区における高齢者の総合相談支援窓口である地域包括支援センターの適切な運営を行い、地域包括ケアシステムの構築につなげる。
	内容	<地域包括支援センターの主な事業・業務>(福祉局の委託) ・高齢者やその家族からの介護、福祉などに関する相談を総合的に受けるとともに、必要に応じて訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ。 ・高齢者虐待の早期発見・防止のための地域支援体制づくり、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止のための情報提供。 ・ケアマネジャーが孤立しないよう、一緒にケアマネジメント過程を振り返ったり、連絡会などを開催し、多機関との連携が行えるよう支援。 ・要支援者に対する予防給付、要介護・要支援状態となるおそれのある方に対する介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるための適切なケアマネジメントを行う。 <大正区地域包括支援センター運営協議会>(区が設置) ・地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑な運営を図るために、センターの運営・評価に関することや、地域包括ケアシステムに関する課題等、その他の地域包括ケアに関することについて検討・協議を行う ・検討・協議した課題について、地域福祉推進会議に報告することで施策の改善につなげる。 <大正区役所> ・HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用して地域包括支援センターの機能について区民への周知を図り、総合相談窓口としての機能を活性化させる。 ・地域課題の分析を基に10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画し、施策の改善につなげる。 ・大正区地域包括支援センター運営協議会の事務局として、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑な運営を支援。
	予算額(予算科目)	31千円(区CM自由経費・福祉局)
	事業実施期間(回数)	年3回
	事業対象者(人数)	委員10名 包括ランチ事務局10名
	契約・入札方法	福祉局による公募型プロポーザル方式
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	【2月下旬】 <区役所>第3回地域包括支援センター運営協議会開催(次年度の計画を検討) <区役所>地域包括ケアシステムにおける課題について意見交換 <区役所>福祉局からの次年度の契約書の仕様書に関する照会について、内容の確認を行い回答する 【3月】 <協議会>地域福祉推進会議で実績・次年度計画を報告	○	○
	4月5日	【4月】 <区役所>大阪市広報板・バス停掲示を活用し地域包括支援センターを周知する。 <区役所>転入者セットに地域包括支援センターの周知リーフレットを封入する。 <区役所>地域包括支援センター運営協議会開催準備 【5月】 <区役所>第1回地域包括支援センター運営協議会開催(主な議題:前年度の報告、今年度の計画)	○	○
	7月5日	【7月】 <区役所>第2回地域包括支援センター運営協議会開催(主な議題:前年度評価)	○	○
	10月5日	・広報紙掲載 ・HP・SNS更新	○	○
	1月5日 3月	【1月】 <区役所>地域包括支援センター運営協議会開催準備 【2月下旬】 <区役所>第3回地域包括支援センター運営協議会開催(主な議題:地域ケア会議のまとめ・地域包括ケアシステムにおける課題の対応について意見交換・次年度計画検討) <区役所>福祉局からの次年度の契約書の仕様書に関する照会について、内容の確認を行い回答する 【3月】 <協議会>地域福祉推進会議で実績・次年度計画を報告	○	○
備考	・毎月:2包括管理者及び区役所担当者と事務打ち合わせ			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		地域包括支援センター運営協議会		
イベント等開催関係	開催日時	【5月中旬～下旬】【7月下旬】【2月下旬】年3回開催 午後2時～3時30分		
	開催場所	大正区役所 会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護老人保健施設・居宅介護支援事業者連絡会 ・訪問看護ステーション連絡会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・老人クラブ連合会		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	事前に当日の資料を配布し、意見質問等検討いただくよう依頼。		
	イベント等 当日タイムテーブル	2時00分 課長挨拶 2時05分 議事内容報告・質疑応答 3時20分 その他報告		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		区内2ヶ所の地域包括支援センター		
前年度実績		会議開催 3回 区民意識調査で「地域包括支援センターを知っている」区民の割合38.0%		
業績目標	実績	・地域包括支援センターの案内をHP、SNS、区広報紙・大阪市広報板・バス停において実施する(各年1回以上) ・10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画する。 ・会議開催 3回	・周知:広報紙(9、11月)、大阪市広報板、バス停掲示、HP ・小学校区の地域福祉課題の協議に参画 ・会議:3回 ・郵便局員向けに支援が必要な方を早期発見・対応ができる気づきとなるチラシを作成した。	自己評価 ◎
成果目標	実績	区民意識調査で「地域包括支援センターを知っている」区民の割合が50%以上を目標とする	36.6%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		地域包括支援センターが広く区民に認知されることで、相談件数や地域ケア会議の件数が増加し、地域課題抽出のためのデータベースが蓄積され、高齢者の適切な支援につながり、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		
SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を		
修正履歴				

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-2-4	地域包括ケアシステムの構築 (生活支援体制整備の実施)	令和4年4月1日 保健福祉課(介護)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加の促進を図るための仕組みづくりを目的に生活支援体制整備事業を実施し、地域包括ケアシステムの構築につなげる。
	内容	【社会福祉協議会】(福祉局の委託) ・生活支援コーディネーターが、高齢者のニーズや課題、地域資源などを調査・把握したうえで、様々な関係機関・団体(社会福祉法人・NPO・民間企業・ボランティア等)と連携を図りながら、高齢者の生活支援・介護予防の充実に向けて次の事項に取り組む。 ① ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築 ② 地域資源・サービスの開発 ③ 活動の場の発掘・開発 ④ サービス実施情報の周知等 【大正区役所】 ・HP・SNS・広報紙を活用して生活支援・介護予防の取組みについて区民への周知を図る
	予算額(予算科目)	福祉局予算
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	
	契約・入札方法	福祉局が大正区社会福祉協議会に特名随意契約
委託関係	募集要項のポイント	
	仕様書のポイント	
	選考委員等選考方式	

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日～3月	・地域住民がお互いに支えあうしくみについての検討及び実施事業にかかるアンケート ・HP作成		○
6月5日	＜社協＞ ① ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築 ② 地域資源・サービスの開発 ③ 活動の場の発掘・開発 ④ サービス実施情報の周知等	HP更新	○	○
7月5日	＜社協＞ ① ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築 ② 地域資源・サービスの開発 ③ 活動の場の発掘・開発 ④ サービス実施情報の周知等	HP更新	○	○
10月5日	＜社協＞ ① ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築 ② 地域資源・サービスの開発 ③ 活動の場の発掘・開発 ④ サービス実施情報の周知等	HP更新 広報紙掲載	○	○
3月5日	＜社協＞ ① ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築 ② 地域資源・サービスの開発 ③ 活動の場の発掘・開発 ④ サービス実施情報の周知等	HP更新	○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		-		
イベント等開催関係	開催日時	-		
	開催場所	-		
	区役所の主催等	-		
	その他主催団体・組織等	-		
	共催団体・組織等	-		
	後援団体・組織等	-		
	目標事業規模	-		
	その他留意事項	-		
	イベント等 当日タイムテーブル	-		
	挨拶者	-		
	来賓紹介	-		
	祝電紹介の方法	-		
	動員の方法	-		
その他他課との連携等		-		
前年度実績		高齢者の居場所や、高齢者の困りごとに対応する仕組みがあると感じる高齢者の割合45.5%		
業績目標	実績	・地域支援コーディネーターがとりまとめた10地域ごとの地域ニーズ・資源の共有 ・HP、SNS、広報紙への生活支援・介護予防事業の掲載（各年1回以上）	・協議体に参加し資源の共有 ・広報紙掲載（3月）	自己評価 ×
成果目標	実績	高齢者の居場所や、高齢者の困りごとに対応する仕組みがあると感じる高齢者の割合50%以上	48.2%	△
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		生活支援・介護予防を目的とした仕組みが多くあることで高齢者の社会参加が促進され、介護サービスを受けない高齢者が増加し、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-3 要援護者支援システムの構築

◆ 目指すべき将来像

支援が必要でありながら適切な支援につなげていない人を把握し、地域の見守りや福祉サービスの利用につなげ、災害発生時の避難支援体制が構築され、認知症高齢者等の見守りの強化による行方不明時の早期発見が可能な状態。

◆ 施策

「日頃の見守り」と「災害時の避難支援」とが一体となったシステムの構築。

◆ 施策目標

区内全10地域で「日頃の見守り」と「災害時の避難支援」とが一体となったシステムの構築。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-3-1	要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体制づくりの推進）

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-1 1-3-1 1-5-1 2-1-7	要援護者支援システムの構築(日ごろの見守り活動) (地域における要援護者の見守りネットワークの強化+地域の見守り体制づくりの推進)	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	災害発生時に自力で避難することが困難な方(災害時要援護者)を避難支援する体制を構築するために必要な、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化する。
	内容	【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】(区CM自由経費) ・大正区社会福祉協議会の「見守り相談室」により、①「要援護者情報」の整備・管理②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を行う。 ・「地域見守り体制づくり推進事業」において配置する「見守り推進員」と連携し、支援を必要とする人の状況を把握する。 【地域見守り体制づくり推進事業】 ・各地域に「見守り推進員」を配置し、地域住民の相談援助を通じて地域の見守り体制づくりを推進する。 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」と連携し、地域で得た要援護者の情報を共有する。 ・個人情報(要援護者名簿)の取扱いについての協定未締結地域(3地域)と協定書を締結し日頃の見守り体制の推進・強化するとともに、個別避難計画の策定に向けた、支援を行う。
	予算額(予算科目)	16,541千円(区CM自由経費) / 11,230千円
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区内の要援護者 / 大正区民
	契約・入札方法	特名随意契約(福祉局) / 特名随意契約(区)
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	・要援護者名簿(情報)の整備及び管理 ・認知症高齢者等の行方不明時の早期発見 ・地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化 ・「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月	・事業実施状況の振り返り ・区と区社協の協議により次年度実施計画の策定 ・履行確認、翌年度契約		○
	4月 5月	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・福祉局から、要援護者名簿の整備に必要な行政情報リストが送付【6月末】 ・第1四半期分前金払い【4月】、第2四半期分前金払い【6月】	4月: HPIに掲載(更新)	○
	7月 9月	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・行政情報リストを整備し、見守り相談室に送付【整備: 7月、送付: 8月】 ・見守り相談室から同意確認文書送付【9月】 ・第3四半期分前金払い【9月】		○
	10月 2月	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・第4四半期分前金払い【12月】	11月: 広報紙に掲載	○
	3月 5月	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・履行確認、翌年度契約		○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		政策推進課と連携し、災害時における地域住民による要援護者への避難支援体制の構築に向けた支援に取り組む。		
前年度実績		・同意確認文書の発送件数:500件(令和3年度) ・協定締結 4地域(令和3年度) ・区の広報紙掲載:1回(令和3年度) ・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が60.5%		
業績目標	実績	・同意確認文書の 回答率100% ・個人情報(要援護者名簿)の取扱いについての協定締結(2地域) ・見守り活動についての広報(区HP等のデジタル媒体への掲載、区広報紙1回)	・同意確認文書の回答率約95% ・個人情報(要援護者名簿)の取扱いについての協定締結(4地域) ・広報紙1回・HP掲載	自己評価 △
成果目標	実績	・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が62%以上	56.3%	△
中期展望		本事業を実施することで、地域が主体的に見守り活動を実施し、福祉的課題を抱えた住民の発見や災害時における要援護者への避難支援につながっている状態。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携により、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化することで、地域が主体的に見守り活動をする機運が高まり、福祉的課題を抱えた住民の早期発見や災害時における地域による要援護者への避難支援体制の構築につながるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-4 総合的な相談支援体制

◆ 目指すべき将来像

支援を必要とする世帯が、総合的・包括的なサービスを受けられる状態。

◆ 施策

相談支援機関同士の連携により、支援を必要とする世帯に対し、総合的・包括的なサービスを提供していきます。

◆ 施策目標

区役所が中心となり、相談支援機関同士の「顔の見える関係づくり」を推進し、相互に業務内容への理解を深め、連携・協力しあえる関係を構築し、複合的な課題を有する相談事例について、相談支援機関同士の連携による包括的な支援につなげていきます。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-4-1	地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)
1-4-2	障がい者・高齢者への虐待防止
1-4-3	障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実 (自立支援協議会)
1-4-4	地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)
1-4-5	児童への虐待対応・防止
1-4-6	子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）による子育て支援
1-4-7	生活困窮者への自立支援 (生活困窮者自立相談支援事業)

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

1-4-8	生活困窮者への支援体制の強化
-------	----------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-3 1-2-1 1-4-1	地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)	令和4年4月1日 保健福祉課(介護・健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するために、在宅での生活を支えるための医療と介護の関係機関と従事者同士の連携体制の構築を推進する。
	内容	・在宅医療と介護の連携を推進するために地域の課題を抽出し、関係機関・団体及び区役所による在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催する。地域課題・ニーズの把握のため、地域包括支援プロジェクトチーム・地域支援会議・地域ケア会議と連携する。 ・多職種研修会を開催し、医療、介護関係機関の連携促進を図り、在宅医療等に関するフォーラム等を実施するなどして、地域住民を対象に啓発を行う。啓発事業の検討段階から医療・介護の関係機関と協議することで、関係者間のネットワーク強化と情報共有を図る。 ・会議等において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。 ・「大正あんしんネット災害ICT」に参画し、医療・介護事業者との情報共有を図る。 ・HP・SNS・広報紙を活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発を図る。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	令和4年度予算 健康局予算(報償金:15千円、旅費:6千円、消耗品費:15千円、印刷製本費:418千円、通信運搬費:14千円、委託料:475千円、使用料:165千円)
	事業実施期間(回数)	在宅医療・介護連携推進実務者会議(4回)(web会議や書面による会議含む)
	事業対象者(人数)	医療・介護事業者及び区民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月	・在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催し、次年度の医療・介護連携事業の取組みを検討する。 ・地域福祉推進会議で次年度計画を報告	HP・SNS	○	○
	4月 5月	【5月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(啓発にかかる事業の具体案の検討、地域ニーズ・課題の共有) 【6月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告	HP・SNS	○	○
	7月 9月	【7月】区内の医療や介護職が時々のテーマで事例検討のグループワークを実施したりしながら顔の見える関係を作り・連携の推進を目的とした多職種研修会開催 【8月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業内容の進捗確認、内容検討、課題・ニーズの取り扱い確認) <u>【9月】在宅医療介護フォーラム</u>	HP・SNS	○	○
	10月 12月	【11月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業実施に向けた最終調整) <u>【11月】在宅医療介護フォーラム</u> 【11月】職員防災訓練での災害ICTの試験実施	HP・SNS 広報紙	○	○
	3月 5月	【2月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(次年度の取組み検討) 【2月】多職種研修会開催 【3月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告 【3月】在宅医療・介護連携にかかる広報物の発行(かわら版:第2号)	HP・SNS	○	○
備考	・HP・SNSを活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発(通年)				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		医療・介護連携推進実務者会議		
イベント等開催関係	開催日時	年4回(5、8、11、2月)		
	開催場所	大正区役所会議室、Web会議		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	議事内容報告・質疑応答やその他報告などの情報共有を行う		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		医療・介護連携推進実務者会議4回開催／自らの終末期のあり方を考える区民の割合 68.9% 人生の最終段階における医療や療養について家族などと話し合っている区民の割合41.2% (令和3年度)		
業績目標	実績	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合が80%以上 ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合が50%以上	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合71.3% ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合36.1%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		自らの終末期のあり方を意識し考える区民が増えることは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-5 1-4-2 1-5-3	障がい者・高齢者への虐待防止	令和4年4月1日 保健福祉課(介護)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい者及び高齢者の虐待の防止、早期発見及びその適切な支援の実施を図るために、障がい者や高齢者に関わる支援者や関係機関が情報を共有し連携協力していくことを目的とする。
	内容	① 高齢者虐待防止法、障がい者虐待防止法に基づき虐待対応を行う。 ② 通報受理窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センターと連携し虐待対応を行うとともに、障がい者・高齢者虐待防止連絡会を開催。 ③ 虐待対応したケースについては特別の配慮が必要なことから施設入所関係書類と一元管理を行う。 ④ HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用し、障がい者・高齢者虐待防止に関する相談窓口等の周知を図る。
	予算額(予算科目)	障がい者 8千円 高齢者 25千円(区CM自由経費・福祉局)
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 3月 ・年間スケジュールの検討・決定 ・HP作成		○	○
4月 6月	【4月】大阪市広報板・バス停に虐待防止リーフレット・啓発物の掲示	HP、SNS更新、 広報誌、大阪市 広報版掲載	○	○
7月 9月			○	○
10月 12月	障がい者・高齢者虐待防止連絡会		○	○
1月 3月	年間スケジュールの検討・決定		○	○
備考	通年で虐待対応			

項目		内容		
講座・イベント・会議名				
イベント等開催関係	開催日時			
	開催場所			
	区役所の主催等			
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル			
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		障がい者・高齢者の虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合 28.4% 虐待防止相談窓口の周知(広報紙9・11月 2回)、研修会の開催(1回)		
業績目標	実績	・HP、SNS、広報紙・大阪市広報板・バス停に虐待防止相談窓口の周知(各1回) ・研修会の開催(1回)	周知: 広報紙(9、11月)、大阪市広報板、バス停掲示 研修会: 1回	自己評価 ×
成果目標	実績	・区民意識調査で、障がい者・高齢者の虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合が、全体の30%以上を目標とする。	19.00%	×
中期展望		地域住民や関係者が虐待に対する理解を深め、虐待に繋がる可能性のあるケースの相談が地域包括支援センターや障がい者相談支援センターに寄せられ、関係機関や関係団体が早期対応により虐待の発生を未然に防ぐ状況を創っていく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		虐待の相談窓口を知っている人が増え、相談が寄せられることで、区民の高齢者・障がい者虐待防止に対する意識の向上が図られ、虐待を未然に防ぐ状況につながっていく。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-6 1-4-3 1-5-2	障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実 (自立支援協議会)	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい者福祉にかかるシステムづくりに関し中核的な協議の場として大正区地域自立支援協議会を設置し、事例検討等を通じて課題や必要な情報を共有し、関係機関の連携を図る。構築されたネットワークを生かし、地域における障がいのある方への支援体制を充実していく。
	内容	・毎月、区役所で障がいのある方、その家族、事業所等を対象に無料相談会を行う。 ・障がい者総合支援法89条の3にもとづき困難事例への対応や、地域の関係機関によるネットワーク構築等にかかる課題を協議するため、年6回(隔月)協議会を実施。 ・相談支援事業所との意見交換会を開催し、事例検討会を実施する。 ・区内の障がい支援事業所・児童通所事業所との意見交換会を開催し事業所間の連携を図る。 ・また、本協議会において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。 ・障がい支援の事業所等のスキルアップのため、事業所へ向けた研修を実施する。
	予算額(予算科目)	112千円(消耗品費42千円、通信運搬費10千円、筆耕翻訳料60千円)
	事業実施期間(回数)	協議会を隔月に実施(年6回)。相談会を毎月実施。
	事業対象者(人数)	大正区民
委託関係	契約・入札方法	-
	募集要項のポイント	-
	仕様書のポイント	-
	選考委員等選考方式	

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	次年度の実施内容にかかる企画・調整		
	第6回協議会(2月開催)	令和4年度年間スケジュールの検討	-	○
6月5日	第1回協議会(4月開催)	令和4年度年間スケジュールの確定		
	第2回協議会(6月開催)	区障がい者相談支援センターの運営評価	-	○
9月5日	第3回協議会(8月開催) 事業継続計画の学習会		-	-
	第43回協議会(10月開催)	研修の開催 事業継続計画の学習会		
12月5日	第54回協議会(12月開催)	防災の取組について 研修の開催	-	○
	第65回協議会(2月開催)	令和5年度年間スケジュールの検討	-	○
3月5日			-	○
			-	○
備考	毎月第3月曜日に相談会の開催 隔月、相談支援事業所連絡会議(事例検討会、情報共有)の開催 HPや広報誌への相談会開催記事の掲載			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		自立支援協議会		
イベント等開催関係	開催日時	4月から隔月開催		
	開催場所	大正区役所会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	区相談支援センター、区身体障害者団体協議会、障がい福祉サービス提供事業所、障がい者施設、相談支援事業所、区社会福祉協議会、区役所 計1312名		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	情報交換、困難事例の共有、自立支援協議会の役割についての研修等 所要時間 1時間30分～2時間		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
動員の方法		開催通知の送付(年間会議予定は事前に配布)		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・研修会の開催(令和2年度 0回 令和3年度 0回) ・計画相談事業所連絡会6回開催(令和2年度 2回 令和3年度4回) ・相談会12回開催(令和2年度8回 令和3年度12回)		
業績目標	実績	・障がい福祉サービス事業所へ向けた研修を1回以上開催する。 ・相談会12回開催 ・交通機関(バス停)相談会の案内ピラを設置。相談会の案内を保健福祉課の窓口でも掲示する。	・研修1回 ・相談会12回 ・掲示済み	自己評価 ○
成果目標	実績	・研修参加者アンケートを実施し、 実践に役立った今後の支援活動に役立つ と回答した割合が80%以上…① ・相談会でアンケートを実施し、「必要な情報提供を受けられた」と回答した人が70%以上…②	① 96% ② 100%	◎
中期展望		行政・サービス提供事業所等が連携して支援していくため、サービス提供事業所等関係機関のネットワーク構築や各事業所のスキルアップを図り、支援体制を整える。そして、支援体制の充実によって、必要とする自立支援サービスを適切に受けれるようになり、安心して地域生活を送れる環境を目指していく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		障がい支援の事業所に向けた研修会を開催する事によって、実践に役立つスキルの向上が図られ、障がいのある方への支援体制の整備に寄与するため。また相談会では、社会資源等の情報提供支援によって、必要な情報を得られたと感じた人が多いということは、適切な自立支援サービスを受ける事につながると考え、ひいては、安心して地域生活を送れる環境を整えるきっかけにつながると考えるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュール修正 成果目標の修正
------	---------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-7 1-2-3 1-4-4	地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)	令和4年4月1日 保健福祉課(介護)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、大正区における高齢者の総合相談支援窓口である地域包括支援センターの適切な運営を行い、地域包括ケアシステムの構築につなげる。
	内容	<地域包括支援センターの主な事業・業務>(福祉局の委託) ・高齢者やその家族からの介護、福祉などに関する相談を総合的に受けるとともに、必要に応じて訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ。 ・高齢者虐待の早期発見・防止のための地域支援体制づくり、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止のための情報提供。 ・ケアマネジャーが孤立しないよう、一緒にケアマネジメント過程を振り返ったり、連絡会などを開催し、多機関との連携が行えるよう支援。 ・要支援者に対する予防給付、要介護・要支援状態となるおそれのある方に対する介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるための適切なケアマネジメントを行う。 <大正区地域包括支援センター運営協議会>(区が設置) ・地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑な運営を図るために、センターの運営・評価に関することや、地域包括ケアシステムに関する課題等、その他の地域包括ケアに関することについて検討・協議を行う ・検討・協議した課題について、地域福祉推進会議に報告することで施策の改善につなげる。 <大正区役所> ・HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用して地域包括支援センターの機能について区民への周知を図り、総合相談窓口としての機能を活性化させる。 ・地域課題の分析を基に10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画し、施策の改善につなげる。 ・大正区地域包括支援センター運営協議会の事務局として、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑な運営を支援。
	予算額(予算科目)	31千円(区CM自由経費・福祉局)
	事業実施期間(回数)	年3回
	事業対象者(人数)	委員10名 包括ランチ事務局10名
	契約・入札方法	福祉局による公募型プロポーザル方式
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5 3月	【2月下旬】 <区役所>第3回地域包括支援センター運営協議会開催(次年度の計画を検討) <区役所>地域包括ケアシステムにおける課題について意見交換 <区役所>福祉局からの次年度の契約書の仕様書に関する照会について、内容の確認を行い回答する 【3月】 <協議会>地域福祉推進会議で実績・次年度計画を報告	○	○
	4月 5	【4月】 <区役所>大阪市広報板・バス停掲示を活用し地域包括支援センターを周知する。 <区役所>転入者セットに地域包括支援センターの周知リーフレットを封入する。 <区役所>地域包括支援センター運営協議会開催準備 【5月】 <区役所>第1回地域包括支援センター運営協議会開催(主な議題:前年度の報告、今年度の計画)	○	○
	7月 5	【7月】 <区役所>第2回地域包括支援センター運営協議会開催(主な議題:前年度評価)	○	○
	10月 5	・広報紙掲載 ・HP・SNS更新	○	○
	1月 3月 5	【1月】 <区役所>地域包括支援センター運営協議会開催準備 【2月下旬】 <区役所>第3回地域包括支援センター運営協議会開催(主な議題:地域ケア会議のまとめ・地域包括ケアシステムにおける課題の対応について意見交換・次年度計画検討) <区役所>福祉局からの次年度の契約書の仕様書に関する照会について、内容の確認を行い回答する 【3月】 <協議会>地域福祉推進会議で実績・次年度計画を報告	○	○
備考	・毎月:2包括管理者及び区役所担当者と事務打ち合わせ			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		地域包括支援センター運営協議会		
イベント等開催関係	開催日時	【5月中旬～下旬】【7月下旬】【2月下旬】年3回開催 午後2時～3時30分		
	開催場所	大正区役所 会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護老人保健施設・居宅介護支援事業者連絡会 ・訪問看護ステーション連絡会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・老人クラブ連合会		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	事前に当日の資料を配布し、意見質問等検討いただくよう依頼。		
	イベント等 当日タイムテーブル	2時00分 課長挨拶 2時05分 議事内容報告・質疑応答 3時20分 その他報告		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
動員の方法	—			
その他他課との連携等		区内2ヶ所の地域包括支援センター		
前年度実績		会議開催 3回 区民意識調査で「地域包括支援センターを知っている」区民の割合38.0%		
業績目標	実績	・地域包括支援センターの案内をHP、SNS、区広報紙・大阪市広報板・バス停において実施する(各年1回以上) ・10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画する。 ・会議開催 3回	・周知: 広報紙(9、11月)、大阪市広報板、バス停掲示、HP ・小学校区の地域福祉課題の協議に参画 ・会議: 3回 ・郵便局員向けに支援が必要な方を早期発見・対応ができる気づきとなるチラシを作成した。	自己評価 ◎
成果目標	実績	区民意識調査で「地域包括支援センターを知っている」区民の割合が50%以上を目標とする	36.6%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		地域包括支援センターが広く区民に認知されることで、相談件数や地域ケア会議の件数が増加し、地域課題抽出のためのデータベースが蓄積され、高齢者の適切な支援につながり、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		
SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を		
修正履歴				

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-4-5 3-1-3 3-5-4 3-6-2	児童への虐待対応・防止	令和4年4月1日 保健福祉課(こども・教育)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	核家族化の影響により家庭における養育能力の低下が懸念される昨今、コロナウィルス蔓延も相まって行政未把握のリスクが増加していると考えられる。子育て支援室として「養育能力に欠ける保護者へのサポート」「児童の性格、生活習慣、発達やいじめ等の相談および支援」「子育て、教育、福祉、行政など関係機関どうしの緊密な連携」を課題とし取り組みを行う。
	内容	○要保護児童対策地域協議会の運営 ・子育て支援室が事務局として調整機関の役割を担い、ケースの現状について関係各機関(学校、保育所、保健師、生活支援担当、こども相談センター、警察、消防、民生委員、主任児童委員等)がそれぞれの情報を共有。 虐待レベルに応じた頻度にて実務者会議に諮り、リスク把握、主担当機関の確認、危険度、援助方針の見直しをおこなう。 ・児童虐待通告に占める割合が最も多いものは面前DVによる心理的虐待となっているため、面前DV事案(心理的虐待ケース)について、要対協登録ケースは、虐待レベルの再検討し、要対協未登録ケースは、こどもサポートネット事業等での関わりを確認し、該当すればDV事案情報を共有し、支援方針策定の際に判断材料としていく。また、こども相談センターと面前DV事案の対応について、連携を密にする。 ・要保護児童対策地域協議会において協議・報告がなされた事項は「地域福祉推進会議」への報告を行う。 児童虐待事例に関しては、大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会に大正区事例をあげて、その部会で検証する。また、部会で検証とならなかったケースについても、個別ケース検討会議でのスーパーバイザーの活用を図る。 ・DV相談 DV相談へのケースワーク段階において要保護・要支援児童を把握し保護者への効果的支援を図っていく。 ○家庭児童相談 児童の性格、生活習慣、言語等の発達、いじめ、不登校、非行などに関する相談対応。発達障がい早期発見。必要に応じ関係機関との情報共有および社会資源へのつなぎを行う。
	予算額(予算科目)	・要対協…180千円(通信運搬費・消耗品費・旅費・報酬金)／R3年度同額 ・家庭児童相談…7,280千円(区CM:こども青少年局)／R3年度同額 ・乳幼児心理相談…2,393千円(区まち:報酬・旅費・消耗品費)
	事業実施期間(回数)	令和4年4月～令和5年3月
	事業対象者(人数)	児童(18歳未満)、児童に関係する機関・団体(保育・教育施設、小・中・高等学校、支援学校)
委託関係	契約・入札方法	
	募集要項のポイント	
	仕様書のポイント	
	選考委員等選考方式	

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月 実務者会議 1, 2月1回開催(第4金曜日)3月2回開催(第2、第4金曜日) 支援室会議 毎月2回開催(第2、第4金曜日)個別ケース会議(通年で随時開催) 次年度就学予定児童の情報共有会議 家庭児童相談(通年で随時)		○	○
6月5日	実務者会議 毎月1回開催(第4金曜日) 支援室会議 毎月2回程度開催、個別ケース会議(通年で随時開催) 家庭児童相談(通年で随時)		○	○
9月5日	実務者会議 毎月1回開催(第4金曜日) 支援室会議 毎月2回程度開催、個別ケース会議(通年で随時開催) 代表者会議の開催 家庭児童相談(通年で随時)		○	○
10月5日	実務者会議 毎月1回開催(第4金曜日) 支援室会議 毎月2回程度開催、個別ケース会議(通年で随時開催) 家庭児童相談(通年で随時)里親月間 オレンジリボンキャンペーン	SNS、HPIによる各キャンペーンの周知	○	○
3月5日	実務者会議 毎月1回開催(第4金曜日) 支援室会議 毎月2回程度開催、個別ケース会議(通年で随時開催) 次年度就学予定児童の情報共有会議 家庭児童相談(通年で随時)		○	○
備考	家庭児童相談(通年で随時)個別ケース会議(通年で随時開催)			

項目		内容	
講座・イベント・会議名		①代表者会議 ②実務者会議 ③支援室会議 ④個別ケース検討会議	
イベント等開催関係	開催日時	①8月 ②毎月第4金曜日 ③毎月2回程度 ④随時	
	開催場所	区役所	
	区役所の主催等	主催	
	その他主催団体・組織等	保健福祉課(地域福祉・保健活動・生活支援)・こども相談センター ・教育委員会・保育所・児童虐待防止協会・警察・民生委員・児童委員・配偶者暴力相談支援センター	
	共催団体・組織等	—	
	後援団体・組織等	—	
	目標事業規模	—	
	その他留意事項	—	
	イベント等 当日タイムテーブル	①虐待問題の認識向上と実務者会議等が円滑に行われる環境づくり 14:00～要保護児童の状況について報告 14:30～令和4年度の取り組みについて 15:00～意見交換 ②要対協に登録された全ケースのリスク管理及び新規ケースについての要対協登録にかかる検討 14:00～新規ケース検討 15:00継続ケース検討 ③要対協に登録されたケースのうち、軽微なケースの検討 ④子どもと家庭の情報把握、課題の整理とその解決に向けた具体的な支援内容の検討 児童の一時保護開始時、一時保護解除前、関係機関からの要請があった場合、その他子育て支援室が必要と判断した場合に開催する。	
	挨拶者	—	
	来賓紹介	—	
	祝電紹介の方法	—	
動員の方法	—		
その他他課との連携等		—	
前年度実績		・代表者会議 3月30日付け資料送付 ・実務者会議 年間16回開催 ・個別ケース検討会議 58件 ・虐待レベルの改善率 44% ・要対協登録件数 延べ235件・養護相談受件数 1413件(うち虐待相談 170件) ・家庭児童相談員対応数 要対協ケース55件、家庭児童相談ケース65件(うち継続支援 19件)(令和3年度) ・乳幼児心理相談数 144件	
業績目標	実績	代表者会議の開催(1回) 実務者会議の開催(年間12回) 支援室会議の開催(毎月2回程度) 個別ケース検討会議(一時保護開始後、一時保護解除前、その他要対協の進捗管理上情報共有や関係機関の役割分担を検討する必要が生じた際に開催) 家庭児童相談(新規相談・継続相談)	自己評価 ◎ 代表者会議の開催(1回) 実務者会議の開催(12回) 支援室会議の開催(37回) 個別ケース検討会議(40件) 家庭児童相談受件数(612件うち虐待相談94件、虐待以外の養護相談434件)
成果目標	実績	要保護児童対策地域協議会登録ケースについて ・児童虐待にかかる危険度判断や支援内容の見直しを行い、100%の進捗管理を実施する。 ・登録中のケースについて、改善率が前年度(44%)を上回る状況。 (基準日を年度初めと年度末に定め進捗管理台帳の登録レベルを比較する)	△ 要対協登録件数 延べ248件 ・進捗管理実施 100% ・改善率 40%(98/248)
中期展望		児童に関わる関係機関(学校、保育所、幼稚園、保健師、生活支援、こども相談センター、警察等)の共通理解を促進し、代表者会議におけるそれぞれの役割の確認を通じて、具体的な事例における円滑な連携を確立する。	
成果目標が中期展望に寄与する理由		要保護児童対策地域協議会登録ケースについて、確実な進捗管理がなされ、ケースが改善されることは、関係機関の連携がなされ支援が実行されたことの結果であるとともに、さらなる連携の確立につながるようになるため。	

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	16	平和と公正をすべての人に

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-4-6 3-1-4	子育てコンシェルジュ(利用者支援専門員)による子育て支援	令和4年4月1日 保健福祉課(こども・教育)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	利用者支援専門員を配置し、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施することを目的とする。
	内容	<子育てコンシェルジュ(利用者支援専門員)の業務> ・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。 ・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。 ・リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
	予算額(予算科目)	7,061千円 (区CM:こども青少年局)/7,061千円(R3)
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	乳幼児と保護者、子育て支援関係者
委託関係	契約・入札方法	利用者支援専門員(会計年度任用職員・公募)
	募集要項のポイント	保育士・社会福祉士等
	仕様書のポイント	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の実務経験(1年以上)
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度) 1月 5月 3月	・区内の子育て情報、関係施設の情報提供講座(事前予約制)		○	○
6月 4月 5月	・区内の子育て情報、関係施設の情報提供 ・HP掲載の子育て情報の更新、配付用子育てマップ・子育てねっとの発行(6月) (各施設からの情報収集及び調査により発行準備)	子育て応援フェアウィータ:区内関係施設へポスター掲示等の依頼(6月)	○	○
9月 7月 5月	・区内の子育て情報、関係施設の情報提供講座(事前予約制) ・利用者支援専門員アンケート実施(全区統一) ・子育て応援フェアウィータ	子育て応援フェアウィータ:広報紙掲載(7月) 子育てコンシェルジュ:広報紙掲載及び保育所利用申込/パンフレットへのチラシ折り込み(9月)	○	○
12月 1月 0月	・保育所一斉入所受付面接時にニーズ等についてアンケートを実施(区独自)		○	○
3月 1月 5月	・区内の子育て情報、関係施設の情報提供講座(事前予約制)		○	○
備考	《通年業務は以下のとおり》 ・区役所窓口や電話等を通じて、子ども・子育て支援新制度についての問い合わせや保育を希望する保護者の相談に応じるとともに、リーフレットやSNS等の媒体を活用し、保育・教育サービスに関する情報提供や案内及び積極的な広報を行う。 ・子育てサークルの巡回及び出張相談。 ・幼稚園、保育所新規入所にかかる相談・受付。 ・関係機関との連絡調整。 ・主任児童委員会への参加。(奇数月の第4火曜日14:00～) ・毎月定例で子ども・子育てプラザとの情報共有。			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		子育て応援フェアウィータ		
イベント等開催関係	開催日時	7月～8月の概ね1カ月1週間程度開催予定		
	開催場所	大正区役所内 さわやか広場		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	・子育てねっと情報(地域の親子が参加できる施設・サークル等の紹介) ・秋の保育施設一斉入所申込みに向けての情報発信(幼稚園・保育所・認定こども園他) ・子育て支援情報の発信 <u>・うちわづくり、缶バッチづくり、絵本の読み聞かせ</u>		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・子育てコンシェルジュが対応した相談件数 681件(令和3年度) ・保育所入所申込時に実施したアンケート調査の結果、相談に対する満足度 94% ・子育て相談窓口が区役所にあることを知っている人の割合 57.8%		
業績目標	実績	子育てコンシェルジュが対応する相談件数 500件	子育てコンシェルジュが対応した相談件数 595件	自己評価 ◎
成果目標	実績	・区民意識調査において、子育て相談窓口が区役所にあることを知っている人の割合 65%以上 ・利用者満足度90%以上の維持(こども青少年局が実施する利用者(相談者)に対するアンケート調査結果による)	・区民意識調査において、子育て相談窓口が区役所にあることを知っている人の割合:53.1% ・こども青少年局が実施する利用者(相談者)に対するアンケート調査結果「大いに役に立った」「役に立った」合計98%	×
中期展望		子育て世帯が安心して子育てできる環境をつくり、「住みたいまち」となっている状態をめざす。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		子育て相談窓口としてコンシェルジュが広く認知され、また、個々の相談を通じて利用者(相談者)の満足度が向上することは、本事業が子育て世帯の保護者の不安軽減につながり、ひいては大正区が安心して子育てができる環境となっていることとなるため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	16	平和と公正をすべての人に

修正履歴	イベント名、開催期間、内容の修正
------	------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-8 1-4-7	生活困窮者への自立支援 (生活困窮者自立相談支援事業)	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	自ら支援を求めることが困難な人たちをはじめとする生活困窮者の早期の自立支援を図る目的で、生活困窮者自立相談支援事業を行う。
	内容	当事業は大正区社会福祉協議会に業務委託している。 (委託内容) ・生活困窮者を早期に把握し、複合的な課題に包括的・一元的に対応する自立相談支援機関の窓口(インコス大正)を区役所内に設置し、相談を受け付ける。自ら相談に訪れることが困難な場合はアウトリーチでの対応を図る。 ・アセスメントを行うことにより、自立相談支援機関が継続してプラン策定等の支援を行うか他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断する。 ・プラン案は生活困窮者自立支援法に基づく「住居確保給付金の利用」「総合就職サポート事業の事業者による就労支援」「子ども自立アシスト事業」等と同法に基づかない「生活福祉資金貸付事業(社会福祉協議会)」「生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワーク)」等を組み合わせて策定する。 ・支援調整会議によりプランの決定、定期的に評価を行い、目標達成まで支援を行う。 区の担当の役割は住居確保給付金の支給決定事務、支援調整会議に参加・協議し、決定事項を確認する、自立相談支援機関への後方支援として関係機関・関係部署との連携体制を構築することである。また事業の取組状況について自立相談支援機関とともに自己評価を行い、その結果を踏まえ改善を図っていく。
	予算額(予算科目)	福祉局予算
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区に居住する生活困窮者
委託関係	契約・入札方法	公募型企画提案(プロポーザル)方式
	募集要項のポイント	生活困窮者の自立にむけて包括的な支援の提供とアウトリーチの充実を図るため、様々な社会資源に関する知識と高度な相談支援技術を有する。
	仕様書のポイント	相談者等の状況に応じ、アウトリーチ支援を積極的に行う。
	選考委員等選考方式	福祉局主導で専門知識を有する外部委員を含めた選定会議において決定。

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業	
(前年度)	1月～3月	生活困窮者自立支援事業の実施 老人憩の家などを利用した出張窓口	区HP 区社協だより	○	○
	4月～6月	生活困窮者自立支援事業の実施 区内中学校事業説明	区HP／区広報紙 区社協だより チラシ設置(地域集会所、UR、市営住宅、郵便局、広報サポーター等)	○	○
	7月～9月	生活困窮者自立支援事業の実施 民生委員長会、地区社協会長会、見守り推進員連絡会事業説明 施設連絡会、居宅支援事業連絡会、障がい者事業所連絡会等事業説明	区HP チラシ配布(ふれあい喫茶等)	○	○
	10月～12月	生活困窮者自立支援事業の実施 「きらめきパーティ」フードドライブの実施	区HP 区社協だより チラシ配布(区民まつり)	○	○
	1月～3月	生活困窮者自立支援事業の実施 老人憩の家などを利用した出張窓口	区HP 区社協だより	○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
その他他課との連携等		就労支援事業との連携について、引き続き取り組む。		
前年度実績		相談受付件数 426件(令和3年度) 就労にかかるプラン作成 178件のうち、就労達成 99件、就労率 55.6%(令和3年度)		
業績目標	実績	相談受付件数 300件以上	相談受付件数 375件	自己評価 ◎
成果目標	実績	就労にかかるプラン作成を行った対象者のうち就労率70%	就労にかかるプラン作成を行った対象者のうち就労率62.5%	×
中期展望		生活困窮者自立支援制度が地域に定着し、第二のセーフティネットとしての機能を果たすとともに、地域との情報共有により地域に根ざしたきめ細やかな支援を進める。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		就労し、職場定着することにより世帯収入の安定が図られることで、生活保護申請に至ることなく自立につながり、第2のセーフティネットとしての機能を果たすことに寄与するため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-9 1-4-8	生活困窮者への支援体制の強化	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	生活困窮者の早期発見、迅速な支援の開始、自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するため、生活困窮者自立支援担当をはじめとして、関係部署及び関係機関等が生活困窮者自立支援制度の理念及び生活困窮者の支援に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で生活困窮者の支援方法と各々の役割分担を議論し、地域を含めた支援機関での適切な支援につなげていく。
	内容	①生困シェア会議(実務者レベル:支援実務者会議(定期開催)・支援検討会議(随時開催)) ・区役所各窓口や関係機関に相談等のあった生活困窮事案についての情報共有 ・支援にかかる本人同意を得るためのアウトリーチの手法の検討 ・個別ケースについての支援方針の検討 ・関係機関の役割分担の検討 ②生活困窮者支援会議(代表者レベル) ・生困シェア会議の活動状況の報告・総括 ・生活困窮者支援の状況、課題の共有 ・地域資源に関する課題の検討 ・生活困窮者支援を通じたまちづくりに活かすための検討
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区に居住する生活困窮者
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	生活困窮者支援会議の開催(2-3月) 生困シェア会議の開催(支援実務者会議:定期開催・支援検討会議:随時開催)	○	○
	4月～6月	生困シェア会議の開催(支援検討会議:随時開催)事案0件のため未開催	○	○
	7月～9月	生活困窮者支援会議の開催(8-9月) 生困シェア会議の開催(支援検討会議:随時開催) 事案0件のため未開催	○	○
	10月～12月	生困シェア会議の開催(支援検討会議:随時開催)	○	○
	1月～3月	生活困窮者支援会議の開催(2-3月) 生困シェア会議の開催(支援検討会議:随時開催)	○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		生活困窮者支援会議(大正区地域福祉推進会議)		
イベント等開催関係	開催日時	年2回 14時～16時		
	開催場所	大正区役所内会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	大正区社会福祉協議会(協力)		
	目標事業規模	【委員】北部地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、子ども・子育てプラザ、ケアマネージャー、区社協等 【学識経験者】1名 【区職員】区長、副区長、他関係各課職員		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	14時 開会、区長あいさつ 14時5分 議題の検討、質疑応答 16時 閉会		
	挨拶者	大正区長		
	来賓紹介	各分野の専門家会議のため来賓予定なし		
その他他課との連携等		区役所各担当課職員、各関係機関等との連携を密にする。		
前年度実績		生困シェア会議(支援実務者会議・支援検討会議)を2回開催 個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議(支援検討会議)1回目を開催する割合100% 1回目の支援検討会議で支援につながった割合—%(該当会議なし)		
業績目標	実績	生困シェア会議(支援実務者会議・支援検討会議)を年間4回開催	生困シェア会議2回開催 ・支援実務者会議1回 ・支援検討会議1回	自己評価 ×
成果目標	実績	・個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議(支援検討会議)1回目を開催する割合100% ・1回目の支援検討会議で支援につながった割合50%	・個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議(支援検討会議)1回目を開催した割合100% ・1回目の支援検討会議で支援につながった割合100%	◎
中期展望		生活困窮者の自立の促進		
成果目標が中期展望に寄与する理由		生活困窮者を早期に発見し、迅速に支援を開始することで、生活困窮者の自立が促されるため		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-5 障がいのある方へのサポート

◆ 目指すべき将来像

障がいのあるなしに関わらず、気軽にサポートしあい、誰もが自分らしく生きることのできる状態。

◆ 施策

障がいがある人の状況への理解を促進し「ともに生きる」意識と誰もがサポートし合える機運を醸成するとともに、気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

◆ 施策目標

「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」を構築し、行政・関係機関等のネットワークを緊密化することにより、障がい者基幹相談支援センターを核とする相談支援体制の充実・強化を図ります。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-5-1	要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体
1-5-2	障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実 （自立支援協議会）
1-5-3	障がい者・高齢者への虐待防止
1-5-4	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員制度
1-5-5	こころの健康の保持・増進

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-1 1-3-1 1-5-1 2-1-7	要援護者支援システムの構築(日ごろの見守り活動) (地域における要援護者の見守りネットワークの強化+地域の見守り体制 づくりの推進)	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	災害発生時に自力で避難することが困難な方(災害時要援護者)を避難支援する体制を構築するために必要な、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化する。
	内容	【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】(区CM自由経費) ・大正区社会福祉協議会の「見守り相談室」により、①「要援護者情報」の整備・管理②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を行う。 ・「地域見守り体制づくり推進事業」において配置する「見守り推進員」と連携し、支援を必要とする人の状況を把握する。 【地域見守り体制づくり推進事業】 ・各地域に「見守り推進員」を配置し、地域住民の相談援助を通じて地域の見守り体制づくりを推進する。 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」と連携し、地域で得た要援護者の情報を共有する。 ・個人情報(要援護者名簿)の取扱いについての協定未締結地域(3地域)と協定書を締結し日頃の見守り体制の推進・強化するとともに、個別避難計画の策定に向けた、支援を行う。
	予算額(予算科目)	16,541千円(区CM自由経費) / 11,230千円
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区内の要援護者 / 大正区民
委託関係	契約・入札方法	特名随意契約(福祉局) / 特名随意契約(区)
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	・要援護者名簿(情報)の整備及び管理 ・認知症高齢者等の行方不明時の早期発見 ・地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化 ・「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月	・事業実施状況の振り返り ・区と区社協の協議により次年度実施計画の策定 ・履行確認、翌年度契約		○	○
	4月 5月	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・福祉局から、要援護者名簿の整備に必要な行政情報リストが送付【6月末】 ・第1四半期分前金払い【4月】、第2四半期分前金払い【6月】	4月:HPに掲載(更新)	○	○
	7月 9月 5月	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・行政情報リストを整備し、見守り相談室に送付【整備:7月、送付:8月】 ・見守り相談室から同意確認文書送付【9月】 ・第3四半期分前金払い【9月】		○	○
	10月 2月 5月	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・第4四半期分前金払い【12月】	11月:広報紙に掲載	○	○
	3月 5月	・地域における見守り体制の状況把握及び未構築地域への支援(説明会(ワーキング含む))【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・履行確認、翌年度契約		○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		政策推進課と連携し、災害時における地域住民による要援護者への避難支援体制の構築に向けた支援に取り組む。		
前年度実績		・同意確認文書の発送件数:500件(令和3年度) ・協定締結 4地域(令和3年度) ・区の広報紙掲載:1回(令和3年度) ・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が60.5%		
業績目標	実績	・同意確認文書の 回答率100% ・個人情報(要援護者名簿)の取扱いについての協定締結(2地域) ・見守り活動についての広報(区HP等のデジタル媒体への掲載、区広報紙1回)	・同意確認文書の回答率約95% ・個人情報(要援護者名簿)の取扱いについての協定締結(4地域) ・広報紙1回・HP掲載	自己評価 △
成果目標	実績	・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が62%以上	56.3%	△
中期展望		本事業を実施することで、地域が主体的に見守り活動を実施し、福祉的課題を抱えた住民の発見や災害時における要援護者への避難支援につながっている状態。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携により、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化することで、地域が主体的に見守り活動をする機運が高まり、福祉的課題を抱えた住民の早期発見や災害時における地域による要援護者への避難支援体制の構築につながるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-6 1-4-3 1-5-2	障がいのある方の支援にかかるネットワークの充実 (自立支援協議会)	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい者福祉にかかるシステムづくりに関し中核的な協議の場として大正区地域自立支援協議会を設置し、事例検討等を通じて課題や必要な情報を共有し、関係機関の連携を図る。構築されたネットワークを生かし、地域における障がいのある方への支援体制を充実していく。
	内容	・毎月、区役所で障がいのある方、その家族、事業所等を対象に無料相談会を行う。 ・障がい者総合支援法89条の3にもとづき困難事例への対応や、地域の関係機関によるネットワーク構築等にかかる課題を協議するため、年6回(隔月)協議会を実施。 ・相談支援事業所との意見交換会を開催し、事例検討会を実施する。 ・区内の障がい支援事業所・児童通所事業所との意見交換会を開催し事業所間の連携を図る。 ・また、本協議会において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。 ・障がい支援の事業所等のスキルアップのため、事業所へ向けた研修を実施する。
	予算額(予算科目)	112千円(消耗品費42千円、通信運搬費10千円、筆耕翻訳料60千円)
	事業実施期間(回数)	協議会を隔月に実施(年6回)。相談会を毎月実施。
	事業対象者(人数)	大正区民
委託関係	契約・入札方法	-
	募集要項のポイント	-
	仕様書のポイント	-
	選考委員等選考方式	

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	次年度の実施内容にかかる企画・調整		
	6月5日	第6回協議会(2月開催) 令和4年度年間スケジュールの検討	-	○
7月5日	第1回協議会(4月開催) 令和4年度年間スケジュールの確定		○	○
	第2回協議会(6月開催) 区障がい者相談支援センターの運営評価	-	○	○
9月5日	第3回協議会(8月開催) 事業継続計画の学習会		-	-
	第43回協議会(10月開催) 研修の開催 事業継続計画の学習会		-	-
10月5日	第54回協議会(12月開催) 防災の取組について 研修の開催		-	-
	第65回協議会(2月開催) 令和5年度年間スケジュールの検討	-	○	○
備考	1月5日	毎月第3月曜日に相談会の開催		
	3月5日	隔月、相談支援事業所連絡会議(事例検討会、情報共有)の開催 HPや広報誌への相談会開催記事の掲載		

項目		内容		
講座・イベント・会議名		自立支援協議会		
イベント等開催関係	開催日時	4月から隔月開催		
	開催場所	大正区役所会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	区相談支援センター、区身体障害者団体協議会、障がい福祉サービス提供事業所、障がい者施設、相談支援事業所、区社会福祉協議会、区役所 計1312名		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	情報交換、困難事例の共有、自立支援協議会の役割についての研修等 所要時間 1時間30分～2時間		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
動員の方法	開催通知の送付(年間会議予定は事前に配布)			
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・研修会の開催(令和2年度 0回 令和3年度 0回) ・計画相談事業所連絡会6回開催(令和2年度 2回 令和3年度4回) ・相談会12回開催(令和2年度8回 令和3年度12回)		
業績目標	実績	・障がい福祉サービス事業所へ向けた研修を1回以上開催する。 ・相談会12回開催 ・交通機関(バス停)相談会の案内ピラを設置。相談会の案内を保健福祉課の窓口でも掲示する。	・研修1回 ・相談会12回 ・掲示済み	自己評価 ○
成果目標	実績	・研修参加者アンケートを実施し、 実践に役立った今後の支援活動に役立つ と回答した割合が80%以上… ① ・相談会でアンケートを実施し、「必要な情報提供を受けられた」と回答した人が70%以上… ②	① 96% ② 100%	◎
中期展望		行政・サービス提供事業所等が連携して支援していくため、サービス提供事業所等関係機関のネットワーク構築や各事業所のスキルアップを図り、支援体制を整える。そして、支援体制の充実によって、必要とする自立支援サービスを適切に受けれるようになり、安心して地域生活を送れる環境を目指していく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		障がい支援の事業所に向けた研修会を開催する事によって、実践に役立つスキルの向上が図られ、障がいのある方への支援体制の整備に寄与するため。また相談会では、社会資源等の情報提供支援によって、必要な情報を得られたと感じた人が多いということは、適切な自立支援サービスを受ける事につながると考え、ひいては、安心して地域生活を送れる環境を整えるきっかけにつながると考えるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュール修正 成果目標の修正
------	---------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-5 1-4-2 1-5-3	障がい者・高齢者への虐待防止	令和4年4月1日 保健福祉課(介護)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい者及び高齢者の虐待の防止、早期発見及びその適切な支援の実施を図るために、障がい者や高齢者に関わる支援者や関係機関が情報を共有し連携協力していくことを目的とする。
	内容	① 高齢者虐待防止法、障がい者虐待防止法に基づき虐待対応を行う。 ② 通報受理窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センターと連携し虐待対応を行うとともに、障がい者・高齢者虐待防止連絡会を開催。 ③ 虐待対応したケースについては特別の配慮が必要なことから施設入所関係書類と一元管理を行う。 ④ HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用し、障がい者・高齢者虐待防止に関する相談窓口等の周知を図る。
	予算額(予算科目)	障がい者 8千円 高齢者 25千円(区CM自由経費・福祉局)
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 3月 ・年間スケジュールの検討・決定 ・HP作成		○	○
4月 6月	【4月】大阪市広報板・バス停に虐待防止リーフレット・啓発物の掲示	HP、SNS更新、 広報誌、大阪市広報版掲載	○	○
7月 9月			○	○
10月 12月	障がい者・高齢者虐待防止連絡会		○	○
1月 3月	年間スケジュールの検討・決定		○	○
備考	通年で虐待対応			

項目		内容		
講座・イベント・会議名				
イベント等開催関係	開催日時			
	開催場所			
	区役所の主催等			
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル			
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		障がい者・高齢者の虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合 28.4% 虐待防止相談窓口の周知(広報紙9・11月 2回)、研修会の開催(1回)		
業績目標	実績	・HP、SNS、広報紙・大阪市広報板・バス停に虐待防止相談窓口の周知(各1回) ・研修会の開催(1回)	周知: 広報紙(9、11月)、大阪市広報板、バス停掲示 研修会: 1回	自己評価 ×
成果目標	実績	・区民意識調査で、障がい者・高齢者の虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合が、全体の30%以上を目標とする。	19.00%	×
中期展望		地域住民や関係者が虐待に対する理解を深め、虐待に繋がる可能性のあるケースの相談が地域包括支援センターや障がい者相談支援センターに寄せられ、関係機関や関係団体が早期対応により虐待の発生を未然に防ぐ状況を創っていく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		虐待の相談窓口を知っている人が増え、相談が寄せられることで、区民の高齢者・障がい者虐待防止に対する意識の向上が図られ、虐待を未然に防ぐ状況につながっていく。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-5-4	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員制度	令和4年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい当事者や家族という経験等を活かし、身近な地域で障がい者や家族の目線に立った相談援助を行う。
	内容	身体障がい者相談員3名、知的障がい者相談員2名により、障がいのある方や家族からの電話相談を受けることのできる体制をつくり、更生援護等に関する相談に応じ、必要な指導、助言等を行う。また、年に1回程度意見交換会を開催し、障がい者相談員活動へのニーズの把握や課題の共有、解決に向けた取り組みを進める。 ・意見交換会の開催(年1回程度) ・報酬(@1,900円/月・人)の支出(年2回、上半期分・下半期分) ・改選事務(2年毎)※次期相談員の改選:知的障がい者 R4.10.1)
	予算額(予算科目)	147千円(報償金137千円、筆耕翻訳料10千円)
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	区内の障がい者やその家族
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 3月	【1～3月】電話相談窓口活動にかかる支援 意見交換会で把握したニーズや課題への対応 【3月】研修会(市主催)開催案内の送付		○
	4月 6月	【4月～6月】電話相談窓口活動にかかる支援 【4月】前年度下半期分の業務報告書受領・報償金支出		○
	7月 9月	【7～9月】電話相談窓口活動にかかる支援 相談員の改選事務		○
	10月 12月	【10～12月】電話相談窓口活動にかかる支援 【10月】上半期分の業務報告書受領・報償金支出、相談員の委嘱事務 【11月～12月】相談員との意見交換会開催		○
	1月 3月	【1～3月】電話相談窓口活動にかかる支援 意見交換会で把握したニーズや課題への対応 【3月】研修会(市主催)開催案内の送付		○
備考	相談員との意見交換会については実施方法を書面による意見集約に変更			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		障がい者相談員との意見交換会		
イベント等開催関係	開催日時	年1回		
	開催場所	区役所会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	身体障がい者相談員3名、知的障がい者相談員2名、区職員、区社会福祉協議会職員		
	その他留意事項	聴覚障がい者への手話対応		
	イベント等 当日タイムテーブル	13:30 開会 出席者自己紹介 意見交換 15:30 閉会		
	挨拶者	区長または副区長		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等				
前年度実績		区民意識調査において、高齢者・障がいのある人の権利が守られ、暮らしやすいまちだと感じる区民の割合59.7%(令和3年度)		
業績目標	実績	区内の障がい者やその家族からの電話相談に対応する障がい者相談員を確保する。:身体障がい者相談員3名、知的障がい者相談員2名	令和4年度 身体障がい者相談員3名 確保 知的障がい者相談員2名 確保	自己評価 ○
成果目標	実績	区民意識調査において、高齢者・障がいのある人の権利が守られ、暮らしやすいまちだと感じる区民の割合60.0%以上	区民意識調査(令和4年度) 62.3%	○
中期展望		高齢者・障がいのある人の権利が守られ、誰もが安心して暮らせる地域になっている状態。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		障がい者や家族の目線に立った相談援助の窓口が身近な地域にあることで、高齢者・障がいのある人の権利が守られ暮らしやすいまちだと感じることに寄与すると考えられるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	・スケジュール欄 修正 ・イベント開催欄 削除
------	----------------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-5-5	こころの健康の保持・増進	令和4年4月1日 保健福祉課(保健活動) 保健福祉課(福祉)		

項目	内容
目的 (事業の背景を含む)	精神保健福祉相談を行うことにより、精神障がい及びその疑いのある者が早期に相談、治療へとつながると共に、回復途上にある精神障がい者が、地域生活向上教室等を通して、地域で自立した生活を送れるよう支援する。 区民に対して、こころの病に関する正しい知識の普及・啓発を、関係機関と連携して実施することでこころの健康の保持・増進につなげ、精神障がい者を地域で見守り支えあう体制をつくることを目的とする。
内容	【当事者及び家族に対して】 ・精神保健福祉相談(専門医) ・地域生活向上教室、酒害教室、家族教室 ・精神保健福祉相談員等による相談 【区民に対して】 ・広報紙でこころの健康に関する記事を掲載 ・常設健康相談にてアルコールパッチテストを実施 ・こころの健康に関する講座を実施(精神保健福祉普及啓発事業) ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
予算額(予算科目)	1,264千円(健康局所管 保健医療費 報償金 消耗品費 通信費)精神保健福祉普及啓発事業 追加予算配付報奨金9,580円
事業実施期間(回数)	【当事者及び家族に対して】 ・精神保健福祉相談(専門医):35回 ・地域生活向上教室、酒害教室、家族教室:各教室12回 ・精神保健福祉相談員等による相談:随時 【区民・支援者に対して】 ・広報紙でこころの健康に関する記事を掲載:年間3回(10月、12月、3月) ・常設健康相談にてアルコールパッチテスト:随時 ・こころの健康に関する講座(精神保健福祉普及啓発事業)10月:1回
事業対象者(人数)	こころの健康に対する不安や心配ごとを抱えている区民及び精神疾患を抱えている方の支援者
契約・入札方法	—
募集要項のポイント	—
仕様書のポイント	—
選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度) 1月 5月 3月	事業評価 関係機関に教室等の計画を周知	次年度のチラシ作成	○	○
6月 4月 5月	・5月 こころの健康センターにこころの健康に関する講座の計画提出	広報紙	○	○
9月 7月 5月	・7月 広報9月号に掲載するこころの健康講座周知記事作成 ・8月 広報10月号に掲載するこころの健康に関する記事作成 こころの健康センターにこころの健康に関する講座の報奨金等の配付依頼他準備 ・9月 広報9月号にこころの健康講座周知記事掲載	広報紙	○	○
10月 12月 2月 5月	・10月 こころの健康に関する講座を実施 広報10月号にこころの健康に関する記事掲載 広報12月号に掲載するこころの健康に関する記事作成 ・11月 区民まつりまたは健康展にてアルコールパッチテストの実施 ・12月 広報12月号にこころの健康に関する記事掲載	広報紙	○	○
3月 1月 5月	・1月 広報3月号に掲載するこころの健康に関する記事作成 ・3月 広報3月号にこころの健康に関する記事掲載	広報紙	○	○
備考	【毎月定例開催】 ・精神保健福祉相談(専門医):毎月第1木曜日、第2月曜日、第4月曜日 ・精神保健福祉相談員等による相談:随時 ・アルコールパッチテスト:常設健康相談にて随時 ・地域生活向上教室:毎月第3水曜日 ・家族教室:毎月第2水曜日 ・酒害教室:毎月第3水曜日			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		こころの健康に関する講演会		
イベント等開催関係	開催日時	令和4年10月13日(木)		
	開催場所	大正区民ホールまたは大正会館ホール		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	大正区社会福祉協議会/大正区地域包括支援センター/大正区地域包括支援センター/大正区自立支援協議会		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	心理士による講演会及び大正区内関係機関の事業説明 所要時間:2時間		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
動員の方法		自立支援協議会にて周知、開催通知及びチラシ配架依頼		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・精神保健福祉相談(専門医) 18回54人 ・日常生活向上教室:6回 20人 ・家族教室:7回 39人 ・酒害教室:7回 69人 ・精神保健福祉相談員等による相談 1,760人 ・区民意識調査で「こころの健康に役立つ方法を知っていますか」の質問に対して、「大いに知っている」「ある程度知っている」「どちらかという知っている」と回答した者の割合:56.1%		
業績目標	実績	・精神保健福祉相談:専門医のよる相談 60人 ・酒害教室:80人 ・精神保健福祉相談員等による相談 1,800人 ・こころの健康に関する講演会を実施(1回)	・精神保健福祉相談:専門医のよる相談 80人 ・酒害教室:138人 ・精神保健福祉相談員等による相談 1,839人 ・こころの健康に関する講演会を1回実施	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査で「こころの健康に役立つ方法を知っていますか」の質問に対して、「大いに知っている」「ある程度知っている」「どちらかという知っている」と回答した者の割合:60%以上	・区民意識調査で「こころの健康に役立つ方法を知っていますか」の質問に対して、「大いに知っている」「ある程度知っている」「どちらかという知っている」と回答した者の割合:61.0%	○
中期展望		・地域住民が自身のこころの異変に早期に気づき、相談・受診することができる。 ・地域住民の精神障がい者への理解を深め、精神障がい者とその家族が相談しやすい環境を整備する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		こころの病についての正しい知識が普及していないため、病気だと気づかない人や認めたくない方が多く、受診が遅れて悪化してしまうことが多い。 住民にセルフケアを高める知識や相談できる社会資源について情報提供することで、早期に相談・受診へとつながる。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-6 健康寿命の延伸

◆ 目指すべき将来像

区民が食生活や運動に関心を持ち、生活習慣を見直し、特定健診やがん検診を通じて、自らの健康状態を把握し、積極的に社会参加することで健康を維持している状態。

◆ 施策

- ・運動に関する講座等の開催
- ・特定健診・がん検診の受診勧奨

◆ 施策目標

【区民意識調査】

- ・食生活の改善に取り組んでいる区民の割合：令和4年度までに30%以上
- ・健康の維持・増進に主体的に取り組んでいる区民の割合：令和4年度までに80%以上

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-6-1	がん・生活習慣病予防対策の推進
1-6-2	歯・口腔の健康の増進
1-6-3	高齢者の健康増進
1-6-4	食品衛生に関する相談・啓発
1-6-5	感染症対策の推進
1-6-6	結核対策の推進
1-6-7	狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に関する啓発

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

1-6-8	そ族昆虫の防除に関する相談・啓発
1-6-9	区民の健康増進及び健康づくりの人材育成
1-6-10	食育の推進

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-1	がん・生活習慣病予防対策の推進	令和4年4月1日 保健福祉課(健康づくり) 保健福祉課(保健活動)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	区民の健康増進には、死因別死亡率第1位の悪性新生物(がん)と、その要因となる生活習慣病の対策が重要である。正しい知識の普及と行動変容に向けた主体的な取り組みを促し、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、区民の健康増進・健康寿命の延伸に資することを目的とする。
	内容	1 地域健康講座・健康相談 区民の健康課題を把握し、自ら課題解決に取り組めるよう、地域健康講座・健康相談を開催する。 2 健康情報発信 区民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康に関する情報を様々な情報手段(広報紙、区ホームページ、郵便局等の関係機関等)、特に非接触型のICTを活用して、広く区民に効果的に発信する。 3 訪問指導 健康づくり・介護予防の観点から継続した支援を必要とする者に対し、訪問指導を実施する。 4 普及啓発 区民ががんを含めた生活習慣病の予防のために正確な知識を学ぶこと、及び、疾病の早期発見、早期治療のために特定健診、がん検診の受診率向上を図ることを目的として、SNSを活用した啓発を行う。 特に肥満予防についての取り組みを強化し、乳幼児健診時などあらゆる機会・あらゆる場所に「検診を受けましょう！」のリーフレットやシールを用い、区民の目に届きやすい啓発活動をめざす。 5 区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	健康局区CM予算【がん検診普及啓発】(消耗品費:15千円) 福祉局区CM予算【特定健診取組経費】(消耗品費:6千円) 区まち(健康増進普及啓発事業)予算(報償金:10千円・消耗品費:71千円・印刷製本費:54千円・委託料:7千円)
	事業実施期間(回数)	地域健康講座(随時)・健康情報発信(随時)・訪問指導(保健師活動により把握した継続支援を要すると判断した者)・特定健診、がん検診の重要性、受診勧奨等の特集記事(1回)・広報紙及びホームページによる検診周知(12回)
	事業対象者(人数)	壮年期の大正区民
	委託関係	
	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	広報紙及びホームページによる各種検診の周知(月1回) 地域健康講座・健康相談・訪問指導 乳幼児健診等の際に「検診を受けましょう」のリーフレット等の配付 3月号広報紙にてがん検診等各種健診の啓発記事を掲載 健康情報発信情報のデータ更新及び今年度の評価と次年度計画		○
	4月～5月	広報紙及びホームページによる各種検診の周知(月1回) 地域健康講座・健康相談・訪問指導 健康情報発信内容の検討及び作成	広報紙・HP・Facebook・Twitter	○
	7月～9月	広報紙及びホームページによる各種検診の周知(月1回) 地域健康講座・健康相談・訪問指導 健康情報発信のデータ更新 乳幼児健診等の際に「検診を受けましょう」リーフレット等の配付	広報紙・HP・Facebook・Twitter	○
	10月～12月	広報紙及びホームページによる各種検診の周知(月1回) 地域健康講座・健康相談・訪問指導 健康情報発信情報のデータ更新 乳幼児健診等の際に「検診を受けましょう」リーフレット等の配付	広報紙・HP・Facebook・Twitter	○
	1月～3月	広報紙及びホームページによる各種検診の周知(月1回) 地域健康講座・健康相談・訪問指導 乳幼児健診等の際に「検診を受けましょう」のリーフレット等の配付 3月号広報紙にてがん検診等各種健診の啓発記事を掲載 健康情報発信情報のデータ更新及び今年度の評価と次年度計画	広報紙・HP・Facebook・Twitter	○
備考	定期的にSNS配信による啓発を行う。			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等				
前年度実績		R3年度地域健康講座：12回242名・訪問指導：実5件延11件 広報紙(7回)・HP・Facebook・Twitterによる周知(7回) 広報紙(特集号)による周知・啓発(1回) R3年度受診率：胃がん2.2%(604名)・大腸がん3.6%(1,503名)・肺がん3.0%(1,234名)・子宮頸がん4.7%(710名)・乳がん5.4%(649名) R2年度 特定健診受診率 20.6%(2,206名) R3年度区民意識調査において、「自分や家族の健康維持・増進に取り組んでいる」と回答した者の割合77.2%		
業績目標	実績	地域健康講座・健康相談・訪問指導(R2年度以上) 広報紙(12回)・HP・Facebook・Twitterによる周知(12回) 広報紙(特集号)による周知・啓発(1回)	・地域健康講座・健康相談・訪問指導24回 ・広報紙(12回) ・生活習慣病周知啓発ポスターを作成し(三師会・地域の掲示板・駅・バス停に掲示依頼) ・広報紙(特集号)による周知・啓発(1回)	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査において、「自分や家族の健康維持・増進に取り組んでいる」と回答した者の割合80%以上 ・がん検診受診率：胃がん3%以上 大腸がん4%以上 肺がん4%以上 子宮頸がん5%以上 乳がん6%以上 ・特定健診受診率：前年度より増 21.0%以上	・「自分や家族の健康維持・増進に取り組んでいる」と回答した者の割合77.2% ・令和3年度胃がん2.2%・大腸がん3.6%・肺がん2.7%・子宮頸がん4.7%・乳がん5.4% ・令和3年度特定健診受診率22.5%	×
中期展望		区民の健康増進・健康寿命の延伸		
成果目標が中期展望に寄与する理由		「健康づくり」を意識した行動変容や検診受診が、がんや生活習慣病の予防、早期発見・早期治療に繋がり、区民の健康増進・健康寿命の延伸に寄与するため		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月・担当	重点	新規
1-6-2	歯・口腔の健康の増進	令和4年4月1日 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第2次後期)」に基づき、区民の健康寿命の延伸にかかわりの深い、歯科保健施策を積極的に展開することにより、区民の歯科保健に関する意識を高め、家庭における健康管理に資することを目的とする。
	内容	【歯科健康相談】(区保健福祉センターで実施) がん検診実施時に併設し、希望する市民に対して、歯科医師が「歯の健康」に関する個別相談や必要に応じて口腔内観察及び専門的見地からの助言や指導を行う。また、65歳以上の方で口腔機能の低下が認められる場合は、介護予防事業等の紹介や保健指導の対象者となることから、保健福祉センターの常設健康相談を紹介する。 【周知・啓発】 ・歯の健康を守ることは、全身の健康を守ることに直結するものであり、区民に対して『歯・口腔の健康』に関する啓発・広報活動を行う。 ・他の案内(がん検診・3歳児健康診査等)にチラシを同封するなど新たな周知方法を検討する。 ・また、来年度から妊婦教室に同行された父親についても、歯科検診を実施するよう要請を進めている。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	令和3年度予算 健康局予算(報償金:125千円・消耗品費:2千円)
	事業実施期間(回数)	年4回・通年
	事業対象者(人数)	大阪市民
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5 3月	歯科健康相談の実施にかかる実施決裁 歯科医師、歯科衛生士の雇上げにかかる実施決裁		○
	4月 6月	歯周病検診・後期高齢者医療歯科健診(委託医療機関にて随時) 歯科健康相談(1回) 雇上げ歯科医師、歯科衛生士への報償金支払事務 『歯・口腔の健康』に関する啓発・広報活動	広報紙 HP	○
	7月 9月	歯周病検診・後期高齢者医療歯科健診(委託医療機関にて随時) 歯科健康相談(1回) 雇上げ歯科医師、歯科衛生士への報償金支払事務 『歯・口腔の健康』に関する啓発・広報活動	広報紙 HP	○
	10月 12月	歯周病検診・後期高齢者医療歯科健診(委託医療機関にて随時) 歯科健康相談(2回) 雇上げ歯科医師、歯科衛生士への報償金支払事務 『歯・口腔の健康』に関する啓発・広報活動	広報紙 HP	○
	3月 1月	歯周病検診・後期高齢者医療歯科健診(委託医療機関にて随時) 歯科健康相談(1回) 雇上げ歯科医師、歯科衛生士への報償金支払事務 3月号広報紙に次年度のがん検診・各種健診・歯科健康相談の案内(保存版)を掲載 『歯・口腔の健康』に関する啓発・広報活動	広報紙 HP	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		歯科健康相談		
イベント等開催関係	開催日時	年4回、がん検診に併設して開催		
	開催場所	大正区役所		
	区役所の主催等	その他(広報及び会場の提供)		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	歯科健康相談受付(13:30~14:30) ※(9:30~10:30)の場合あり		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
動員の方法	区で広報を行う			
その他他課との連携等		健康局		
前年度実績		年4回(計7人)【がん検診実施時に歯科健康相談を受けた人数】(令和3年度)		
業績目標	実績	歯科健康相談(4回) 啓発・広報活動(4回)	歯科健康相談(4回) 啓発・広報活動(4回)	自己評価 ○
成果目標	実績	歯・口腔の健康の増進について意識している区民の割合が50%以上	歯・口腔の健康の増進について意識している区民の割合が86.5%以上	◎
中期展望		生涯にわたり自分の歯の喪失を減らすために歯科健診を受診することにより、健全なそしゃく能力を維持し、健康寿命の延伸につなげる		
成果目標が中期展望に寄与する理由		歯科疾患は自覚症状を伴わずに発生することが多く、疾患がある程度進行した時点で症状が生じる。歯・口腔の健康の増進について意識している区民の割合が増えることで、定期的に歯科健診を受診し早期発見・早期治療で歯の喪失を抑制し、健康寿命の延伸に寄与するから		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-3	高齢者の健康増進	令和4年4月1日 保健福祉課(保健活動) 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	大正区の高齢化率は市内で3番目【31.7%(令和元年)】に高く、今後も増える見込みである。 高齢者の生活習慣病の予防や要介護状態になることを予防し、高齢者が健康的で自立した生活ができる期間を長く保てるように「健康講座」等を実施し、高齢者が自ら健康づくりに取り組めるよう支援する。 高齢者だけでなく地域全体が高齢者の健康づくりに対する理解を深め、高齢者の活動を支える人を増やし、活動しやすい環境をつくる。
	内容	1 高齢者の健康づくりに関する情報発信 地域住民が誰でもいつでも情報を入手し、自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりに関する情報を広報紙、区ホームページなど様々な方法で、広く効果的に発信する。 2 健康講座・健康相談の開催 地域の特徴を活かして関係機関や地域住民・民間企業と連携し、あらゆる機会に、あらゆる場所を利用して健康講座・健康相談を効果的に開催する。 3 地域に対する情報提供 地域活動協議会等において、地域における高齢者の健康づくり活動(いきいき百歳体操等)の現状について情報交換を行い、地域資源に対する理解と協力を得る。 4 区役所において事業のPDCAを回す視点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	福祉局区CM予算【介護予防地域健康講座】(報償金:58千円・消耗品費:105千円・印刷製本費:30千円・通信運搬費:1千円・使用料:1千円) 福祉局区CM予算【地域健康情報発信事業】(印刷製本費:41千円)
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	老年期の区民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業	
(前年度)	1月 5 3月	健康講座についての事業評価及び実施決裁	HP及びFacebook・Twitterに掲載	○	○
6月	4月 5	健康講座・健康相談 高齢者の健康情報発信内容の検討及び作成 地域に対する情報提供	広報紙、HP、ポスター Facebook・Twitter	○	○
9月	7月 5	健康講座・健康相談 高齢者の健康情報発信内容のデータ更新	広報紙、HP、ポスター、 Facebook・Twitter	○	○
10月	1月 2月 5	広報、SNS等にて介護予防について情報発信 健康講座・健康相談 高齢者の健康情報発信内容のデータ更新 地域に対する情報提供	広報紙、HP、ポスター、 Facebook・Twitter	○	○
3月	1月 5	健康講座・健康相談 健康情報発信にかかる情報のデータ更新及び今年度の評価と次年度計画	チラシ・ポスター HP、Facebook・Twitter ※報告記事掲載	○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		健康講座・健康相談		
イベント等開催関係	開催日時	未定		
	開催場所	地域等		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	未定		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・関係機関、民間企業等との連携による介護予防健康講座・健康相談：62回 延977人 ・地域支援における介護予防活動に関する情報交換：3回 ・区民意識調査において、介護予防・認知症予防に資する具体的な方法を認知している区民の割合 50.4% (R3年度実績)		
業績目標	実績	・関係機関、民間企業等との連携による介護予防健康講座・健康相談 30回以上 ・健康わくわく塾 13回 ・地域支援における介護予防活動に関する情報交換回数(地域活動協議会等における情報交換2回以上)	・関係機関、民間企業等との連携による介護予防健康講座・健康相談 (いきいき教室10校下21回・他45回) ・健康わくわく塾 13回 ・地域支援における介護予防活動に関する情報交換回数(地域活動協議会等における情報交換2回)	自己評価 ○
成果目標	実績	区民意識調査で「介護予防・認知症予防」に資する具体的な方法を認知している区民の割合50%以上	「介護予防・認知症予防」に資する具体的な方法を認知している区民の割合46.7%	△
中期展望		・高齢者が主体的に健康づくりに取り組み、介護を必要とする状態を予防することができる。 ・地域全体が高齢者の健康づくりに対する理解を深め、百歳体操など地域で高齢者が活動しやすい環境を整備することで、高齢者が自立した日常生活を送ることができる。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		地域住民全体の介護予防・認知症予防に対する理解を得る人が増えることは、主体的に健康づくりに取り組む高齢者が増えることにつながるとともに、いきいき百歳体操などに関わる地域住民が増え、高齢者が活動しやすい環境の整備につながるため		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-4	食品衛生に関する相談・啓発	令和4年4月1日 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康保護を図る。
	内容	・家庭での食中毒予防や市内の飲食店で頻発しているカンピロバクター食中毒予防等の啓発について、HPやSNSで情報を発信する。特に、家庭での食中毒予防の一つとして食品表示の見方(消費期限と賞味期限の違いや保存方法)について周知を行う。 ・食品衛生に係る区民からの相談に対応する。 ・食品の提供にあたっての衛生指導を行う。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	・食中毒予防月間(7月) ・事業所又は区役所主催の講座における衛生教育(1回程度)
	事業対象者(人数)	・事業所又は区役所主催の講座における衛生教育(約20名の高齢者食事サービス事業従事者)
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 3月			—	—
	4月 6月			—	—
	7月 9月	食中毒予防月間における各種啓発(7月) 社会福祉協議会における衛生教育(9月)	広報紙・HP・ポスター・SNS・食中毒注意報の庁内掲示(7~9月)	○	○
	10月 12月	ノロウイルス防除の啓発(11月)	広報紙・HP・SNS	○	○
	1月 3月			—	—
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・事業所又は区役所主催の講座における衛生教育:2回(令和3年度実績) ・食品衛生に係る相談受付:5件、臨時出店届の受付:1件(令和3年度実績) ・食中毒予防のために次の項目について家庭で意識して取り組んでいる人の割合 「食材ごとに指定された保存方法を守っている」42.5%(令和3年度実績) 「消費期限の過ぎた食品は食べない」47.9%(令和3年度実績) ・広報紙による周知:3回(令和3年度実績) ・HP・SNSによる周知:4回(令和3年度実績)		
業績目標	実績	・広報紙による周知(3回) ・HP・SNSによる周知(6回以上) ・臨時出店において、食中毒が発生しないよう、届出者に対し、取扱食品の原材料・調理方法等を事前に書面で報告させ、食中毒予防に関する助言を行う。	・広報紙による周知(3回) ・HP・SNSによる周知(6回) ・臨時出店届出者全て書面報告をさせ、助言を行った(4件)	自己評価
				○
成果目標	実績	・区民意識調査で、食中毒予防のために「食材ごとに指定された保存方法を守っている」「消費期限の過ぎた食品は食べない」の項目について、家庭で意識して取り組んでいる人の割合55%以上 ・臨時出店での食中毒事件の発生件数 0件	「食材ごとに指定された保存方法を守っている」(42.2%) 「消費期限の過ぎた食品は食べない」(51.1%) ・臨時出店での食中毒事件の発生件数(0件)	×
中期展望		区における食品衛生指導の窓口として、学校、町会、講習会受講者など消費者に対する啓発・指導を継続することにより、区民に食中毒予防に関する知識や食品の衛生的な取扱いが浸透する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		家庭や臨時出店先において食中毒が発生しないことや、食品衛生の意識が向上することは、食中毒予防に関する知識や食品の衛生的な取扱いが浸透していることの裏付けとなるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-5	感染症対策の推進	令和4年4月1日 保健福祉課(健康づくり) 保健福祉課(保健活動)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	感染症予防や感染症拡大防止のため、感染症に関する啓発・予防接種の接種率向上のための啓発を行う。 感染症発生時の速やかな疫学調査により感染経路を特定、感染の拡大防止策を講じ、早期発見・早期治療に繋げる。
	内容	1 啓発 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新たな生活様式(三密の回避、手指消毒やマスクの着用、室内の換気の徹底等)が浸透するよう、SNSや広報紙、掲示板等、あらゆる媒体を活用して啓発する。 - 地域健康講座等の機会をとらまえて、新型コロナウイルス感染症予防の啓発も合わせて行う。 - 季節毎に好発する感染症予防の啓発を、SNSや広報紙、ポスター等の媒体を活用して実施する。広報紙に感染症予防をテーマにした記事を毎月掲載する。 2 予防接種 - 新型コロナウイルスワクチン接種については、動向に注視しながら関係機関と連携し接種勧奨をする。 - 定期的予防接種について、外出自粛要請等の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、被接種者が定期接種を控えることのないように、十分な情報発信を行う。特に、MRワクチンについて、乳幼児健診時の個別接種勧奨や関係機関の協力を得て、接種率95%を目指す。 3 疫学調査 - 感染症発生時において、速やかに疫学調査を実施し、感染拡大防止策を講じ、早期発見・早期治療に繋げる。 区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	区民
	委託関係	
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	乳幼児健診におけるMRワクチンの個別接種勧奨(月2回) MRⅡ期対象者について、小学校就学前説明会におけるMRワクチン接種勧奨の健康教育 MRⅡ期対象者について、未接種者リストをもとに保護者に個別電話勧奨 医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力を得て定期接種勧奨の情報発信のポスターによる啓発 保育所・幼稚園・子育て関連施設の協力を得てMRワクチン等定期接種勧奨の情報発信のポスターによる啓発	広報紙・HP・Facebook・Twitter・チラシ・ポスター作成	○	○
	4月5日 6月	乳幼児健診におけるMRワクチンの個別接種勧奨(月2回)	広報紙・HP・Facebook・Twitter・チラシ・ポスター作成	○	○
	7月5日 9月	乳幼児健診におけるMRワクチンの個別接種勧奨(月2回) 医師会・歯科医師会・薬剤師会に定期接種勧奨の情報発信の協力依頼 保育所・幼稚園・子育て関連施設にMRワクチン等定期接種勧奨の情報発信・ポスター掲示など周知の協力依頼	広報紙・HP・Facebook・Twitter・チラシ・ポスター作成	○	○
	10月5日 12月	乳幼児健診におけるMRワクチンの個別接種勧奨(月2回)	広報紙・HP・Facebook・Twitter・チラシ・ポスター作成	○	○
	1月5日 3月	乳幼児健診におけるMRワクチンの個別接種勧奨(月2回) MRⅡ期対象者について、小学校就学前説明会におけるMRワクチン接種勧奨の健康教育 MRⅡ期対象者について、未接種者リストをもとに保護者に個別電話勧奨	広報紙・HP・Facebook・Twitter・チラシ・ポスター作成	○	○
備考	感染症発生時における疫学調査(通年)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の啓発(通年)				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		乳幼児健診時及び小学校就学前説明会におけるMRワクチン接種勧奨の健康教育		
イベント等開催関係	開催日時	1歳6か月児・3歳児健診開催時・令和3年度小学校就学前説明会開催時		
	開催場所	区保健福祉センター・区内市立小学校		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		区内市立小学校・保健所感染症対策課		
前年度実績		R3年度MRⅠ期接種率:89.12% R3年度MRⅡ期接種率:93.13% R3年度、麻しん・風しん集団発生0件		
業績目標	実績	各予防接種とも直近3年間の実績(MRⅠ期:90.0%、MRⅡ期:93.0%)以上	・MRⅠ期ワクチン接種率89.1% ・MRⅡ期ワクチン接種率93.1% ・乳幼児健診時にMRワクチン個別勧奨実施 ・MRワクチン未接種者リスト対象者全員に電話による接種勧奨の実施。	自己評価 △
成果目標	実績	区民意識調査の結果、「自分や家族が日常生活において、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防対策を十分にできている」と回答する者の割合50%以上。	・区民意識調査「自分や家族が日常生活において、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防対策を十分にできている」と回答する者の割合97.3%	◎
中期展望		感染症に対する区民の関心を深め、適切な予防行動を行うことによる健康の保持・増進 感染症のまん延防止		
成果目標が中期展望に寄与する理由		感染症予防の啓発を行い区民の感染症に対する意識が高まり、感染症予防対策を講じた生活ができるようになることで、区全体で感染症のまん延防止に効果的期待できる。その結果区民の健康保持・増進が進むため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-6	結核対策の推進	令和4年4月1日 保健福祉課(健康づくり) 保健福祉課(保健活動)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	第3次大阪市結核対策基本指針に基づき、2025年の大阪市の結核罹患率18以下を目標に、結核の早期発見及びまん延防止のための結核健診、罹患・重症化予防のための乳児期のBCGワクチン接種・接種勧奨、医療費の公費負担による治療の徹底や、患者管理・治療支援を行う。
	内容	・区民に対する結核予防の周知・啓発。 ・15歳以上の大阪市民を対象に、月1回胸部X線撮影による結核健診を実施。 ・1歳の誕生日前日までの乳児を対象に、月1回BCGワクチン集団接種を行う。3か月児健診時等を中心に、BCGワクチンの接種勧奨を行う。 ・結核発生時の疫学調査、患者管理、治療支援の実施。 ・全肺結核患者と保健福祉センターが必要と判断した患者を対象に、年3回、コホート検討会を実施。 ・大正区は高齢者層の罹患率が高いことから、高齢者層に接する機会の多い、居宅介護支援事業者等介護保険事業者に対する結核対策の周知・啓発のための学習会を、対面以外のSNS等非接触方法も取り入れて行い、結核健診受診、有症状時の早期受診、事業従事者の感染防止の啓発を行う。 ・結核にかかる啓発について、新型コロナウイルス感染症をはじめとする咳や発熱症状の区別にかかる情報発信を行い、早期受診を促す。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	報償金640千円、普通旅費3千円、通信運搬費19千円
	事業実施期間(回数)	結核健診(月1回)・BCGワクチン接種(月1回)・コホート検討会(年3回)・介護保険事業者向け学習会(年2回)
	事業対象者(人数)	結核健診(15歳以上の市民)・BCGワクチン接種(1歳未満の乳児)・全結核患者・介護保険事業者
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5月3月	BCGワクチン接種医師・コホート検討会参画医師の雇上げにかかる実施決裁		○
6月5月	結核健診(月1回) BCGワクチン接種(月1回)・BCG個別接種勧奨(月1回)	広報紙・HP・Facebook・Twitter・LINE・チラシ・ポスター	○	○
9月5月	結核健診(月1回) BCGワクチン接種(月1回)・BCG個別接種勧奨(月1回) コホート検討会(1回) <u>介護保険事業者向け学習会(1回)</u>	広報紙・HP・Facebook・Twitter・LINE・チラシ・ポスター	△	○
12月5月	結核健診(月1回) BCG個別接種勧奨(月1回) コホート検討会(1回) 介護保険事業者向け学習会(1回)	広報紙・HP・Facebook・Twitter・LINE・チラシ・ポスター	○	○
3月5月	結核健診(月1回) BCGワクチン個別接種勧奨(月1回) コホート検討会(1回) <u>介護保険事業者向け学習会(1回)</u>	広報紙・HP・Facebook・Twitter・LINE・チラシ・ポスター	○	○
備考	・患者面接(随時)			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		結核健診・コホート検討会・介護保険事業者向け学習会		
イベント等開催関係	開催日時	結核健診(月1回)・コホート検討会(年3回)・介護保険事業者向け学習会(年2回)		
	開催場所	結核健診(X線室)・コホート検討会(301会議室)・介護保険事業者向け学習会(未定)		
	区役所の主催等	主催・共催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	結核健診 10:00～11:00 BCGワクチン接種 13:30～14:30 コホート検討会 9:30～11:30 介護保険事業者向け学習会 未定		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	区で広報を行う(コホート検討会を除く)		
その他他課との連携等		保健所感染症対策課・介護保険事業者向け学習会は地域包括支援センターの協力を得る		
前年度実績		BCGワクチン接種(R3:221人)・結核健診月1回(R3:48人)・コホート検討会(R3:1回)・結核罹患率【大正区】(R3:31.0)・新登録患者に対する初回面接実施率100%		
業績目標	実績	・結核健診(月1回) ・BCG個別接種勧奨(月1回) ・コホート検討会(年3回) ・介護保険事業者向け学習会(年2回) ・新登録患者に対する初回面接(随時)	・結核健診(月1回) ・BCG個別接種勧奨(月1回) ・コロナの影響にて、コホート検討会(年1回)、ミニコホート検討会(年3回) ・介護保険事業者向け学習会(年2回) ・新登録患者に対する初回面接(29回)	自己評価 ○
成果目標	実績	・結核健診の受診者40人以上 ・BCG接種勧奨100% ・大正区における結核罹患率について、26.0(人口10万対)以下 ・新登録患者に対する初回面接実施率100%	・結核健診受診者数48人 ・BCG接種勧奨100% ・大正区における結核罹患率について、31.0(令和3年度) ・新登録患者に新登録患者に対する初回面接実施率100%	×
中期展望		結核の早期発見・早期治療、まん延防止による罹患率の低下		
成果目標が中期展望に寄与する理由		BCGワクチン接種による乳児の感染予防、罹患率の高い高齢者の結核健診の受診者数を増加させることにより、結核の早期発見、早期治療につなげ、あらたな感染予防により罹患率の低下に寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-7 2-3-4	狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に関する啓発	令和4年4月1日 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	狂犬病の蔓延を防止するとともに、動物の適正飼養の推進及び野生鳥獣の管理に関する知識の普及を図る。
	内容	・狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射を推進する。 ・動物愛護管理法に基づき、動物の飼養者に飼い方指導や終生飼養の啓発指導を行う。 ・動物の飼養に関する区民からの苦情相談に対応する。 ・野生鳥獣(カラス・ハト・イタチ等)による生活環境被害の防除について啓発指導する。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	健康局予算(通信運搬費:146千円、消耗品費:4千円)
	事業実施期間(回数)	狂犬病予防注射の案内通知書発送(3月)、狂犬病予防集合注射(3会場) 犬猫を正しく飼う運動強調月間(4月、10月)
	事業対象者(人数)	狂犬病予防注射の案内通知書発送(約2400頭の犬の飼養者)、狂犬病予防集合注射(約250頭の犬の飼養者) 犬猫を正しく飼う運動強調月間(区民全般)
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月	未注射犬の飼い主に対する注意指導 狂犬病予防注射の案内通知書発送 カラスの営巣調査及び子育て中のカラスに関する啓発	広報紙・HP・SNS・ポスター	○	○
	4月 5月 6月	狂犬病予防集合注射(3会場) 狂犬病予防注射接種勧奨の広報 犬猫を正しく飼う運動強調月間(各種媒体により区民全体に周知するとともに、保健所西部生活衛生監視事務所と連携し、過去に苦情があった地区を中心に区内を広報宣伝する。) 所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)の広報 カラスの営巣調査	広報紙・HP・SNS・ポスター・広報車による広報	○	○
	7月 9月	未注射犬の飼い主に対する注意指導		○	○
	10月 12月	犬猫を正しく飼う運動強調月間(各種媒体により区民全体に啓発するとともに、保健所西部生活衛生監視事務所と連携し、過去に苦情があった地区を中心に区内を広報宣伝する。) 未注射犬の飼い主に対する注意指導	広報紙・HP・SNS・ポスター・広報車による広報	○	○
	3月 1月 5月	未注射犬の飼い主に対する注意指導 狂犬病予防注射の案内通知書発送 狂犬病予防注射接種勧奨の広報 所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)の広報 カラスの営巣調査及び子育て中のカラスに関する啓発	広報紙・HP・SNS・ポスター・広報車による広報	○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		狂犬病予防集合注射		
イベント等 開催関係	開催日時	4月第4週		
	開催場所	鶴町中央公園、泉尾上公園及び大正区役所		
	区役所の主催等	共催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	保健所西部生活衛生監視事務所及び狂犬病予防注射実施事業者		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	約250頭		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	AM 狂犬病予防集合注射会場周辺の広報 13:00～13:30 会場設営 13:30～16:00 狂犬病予防集合注射実施 16:00～16:30 片付け		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		保健所西部生活衛生監視事務所(現場調査及び広報活動)		
前年度実績		・区内狂犬病予防注射頭数:1,463頭(61.9%) (令和3年度実績) (うち集合注射会場での注射頭数:253頭) ・過去3年間(平成31年～令和3年)狂犬病予防注射が未注射である犬(489頭)のすべての飼養者へ注射実施を指導(令和3年度実績) ・広報紙による周知:5回(令和3年度実績) ・HP・SNSによる周知:8回(令和3年度実績) ・飼い犬に関する苦情受付件数:26件、猫に関する苦情受付件数:134件(令和3年度実績) ・犬・猫の引取り数:6匹(令和3年度実績) ・飼い主からの犬・猫の引取り件数:1件/相談件数:2件(令和3年度実績)		
業績目標	実績	・過去3年間狂犬病予防注射が未注射である犬(489頭)のすべての飼養者に対し、電話及び訪問による注射実施の指導を行う。 ・広報紙による周知(5回) ・HP・SNSによる周知(8回以上)	・すべての飼養者に指導(100%) ・広報紙による周知(6回) ・HP・SNSによる周知(9回)	自己評価 ○
成果目標	実績	・狂犬病予防法に基づく犬の飼い主の義務規定を区民に浸透させ、狂犬病予防注射率(70%)を高める。 ・飼い主からの犬・猫の引取り数を引取り相談件数の50%以下にする。	・狂犬病予防注射率(64.5%) ・引取り数0件/12件(犬3件、猫9件)	△
中期展望		・狂犬病予防法に基づく犬の飼い主の遵守事項がより一層区民に浸透し、引き続き区内における狂犬病の発生が抑えられる。 ・啓発・指導を継続的に行うことで、動物愛護管理法に基づく動物の飼養方法に関する知識や動物愛護の考え方がより一層区民に浸透する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		・犬の飼い主に狂犬病予防法の遵守事項を浸透させることで、狂犬病予防注射率が向上し、その結果として狂犬病の発生が抑えられるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-8 2-3-3	そ族昆虫の防除に関する相談・啓発	令和4年4月1日 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	そ族昆虫が媒介する感染症の発生を未然に防止することにより、健康かつ安全で快適な生活環境の確保を図る。
	内容	・区民の自主的な活動によるそ族及び、ゴキブリ等衛生害虫防除の必要性について啓発し、駆除方法を指導する。 ・区民からの衛生害虫等に関する苦情相談に対応し、必要に応じて機材の貸出し等を行う。 ・区内で苦情相談の多い衛生害虫等を中心に、HPやSNSで情報を発信する。
	予算額(予算科目)	区まち(保健福祉センター事業用経費)予算(消耗品費:3千円・燃料費:1千円)
	事業実施期間(回数)	・ゴキブリ防除強調月間(6月)・蚊の生息調査(5～10月) ・ねずみ防除強調月間(12～2月)・グリーンベルト調査(1月)
	事業対象者(人数)	区民全般
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月	・ねずみ防除強調期間 ・グリーンベルト調査		○	○
	6月 4月 5月	・ゴキブリ防除強調月間 ・蚊の生息調査	広報紙・HP・SNS	○	○
	9月 7月 5月	・蚊の生息調査 ・苦情相談の多い衛生害虫を中心とした広報の実施	広報紙・HP・SNS	○	○
	10月 12月 5月	・蚊の生息調査 ・ねずみ防除強調期間	広報紙・HP・SNS	○	○
	3月 1月 5月	・ねずみ防除強調期間 ・グリーンベルト調査		○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		保健所西部生活衛生監視事務所（現場調査）		
前年度実績		・苦情相談受付件数：計93件（うち、ゴキブリ：7件、ねずみ：4件）（令和3年度実績） ・捕そかご貸出件数：5戸（7個） 肩掛け噴霧器貸出件数：0戸（令和3年度実績） ・広報紙による周知：5回（令和3年度実績） ・HP・SNSによる周知：5回（令和3年度実績）		
業績目標	実績	・広報紙による周知（5回） ・HP・SNSによる周知（5回以上）	・広報紙による周知（5回） ・HP・SNSによる周知（5回以上）	自己評価 ○
成果目標	実績	区にねずみや衛生害虫の駆除を求める相談件数（93件以下）	区にねずみや衛生害虫の駆除を求める相談件数（95件）	△
中期展望		区民がねずみ・衛生害虫についての正しい知識（種類、特徴、対策）を習得し、区民自らがねずみ・衛生害虫を自主的に防除すること浸透し、健康かつ安全で快適な生活環境が確保される。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		区に駆除を求める相談件数が減少することは、自主的な活動によるねずみ・衛生害虫の防除が必要であるという考え方が浸透していることの裏付けとなり、結果として生活環境が向上すると考えられるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-9	区民の健康増進及び健康づくりの人材育成	令和4年4月1日 保健福祉課(保健活動) 保健福祉課(健康づくり)		○

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	地域住民が生活習慣病予防・重症化予防および介護予防に一体的に取り組むことができるよう、総合的に学べる連続した健康講座を実施し、地域住民が自らの生活の中で健康づくりに取り組めるよう支援する。 地域住民が健康づくりや介護予防に対する理解を深め、地域で健康づくり・介護予防活動を啓発できる人材を育成することで、地域全体の健康水準を高める。
	内容	1 健康わくわく塾11回程度(1回あたり約30人) 広く地域住民を対象に、健康づくりや介護予防(いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操含む)等講演及び実技を実施する。講座終了時には内容の理解度、受講後の行動に変化があるかを把握するための評価の場を設ける。あわせて、研修等により講座修了者を継続的に支援するため、「いきいき百歳」等実際の活動の場を紹介して地域での健康づくりや介護予防を啓発する人材を養成する。また、来所困難な住民に対し広く情報提供するために、HPやFacebook・Twitterを活用し、誰もがいつでも入手できるように情報発信する。 2 地域に対する情報提供 地域活動協議会等において、地域における高齢者等地域住民の健康づくり活動(いきいき百歳体操等)の現状について情報交換を行い、地域資源に対する理解と協力を得る。 3 区役所において事業のPDCAを回す視点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	福祉局区CM予算【健康づくりひろげる講座】(報償金:47千円・消耗品費:44千円・通信運搬費:4千円) 健康局区CM予算【地域リーダー養成事業】(報償金:58千円・消耗品費:7千円・通信運搬費:3千円) 健康局予算【地区組織活動育成】(消耗品費:5千円)
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	区民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度) 1月 3月	健康講座についての事業評価及び実施決裁	HP及びFacebook・Twitterに掲載	○	○
6月 4月	健康わくわく塾・継続支援 HP等情報発信データ作成	広報紙、HP、ポスター Facebook・Twitter	○	○
9月 7月	健康わくわく塾・継続支援 HP等情報発信データ作成	広報紙、HP、ポスター、 Facebook・Twitter	○	○
10月 2月	健康わくわく塾・継続支援 HP等情報発信データ作成	広報紙、HP、ポスター、 Facebook・Twitter	○	○
3月 1月	健康わくわく塾にかかる情報のデータ更新及び今年度の評価と次年度計画・継続支援	チラシ・ポスター HP、Facebook・Twitter ※報告記事掲載	○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		健康わくわく塾		
イベント等開催関係	開催日時	未定		
	開催場所	区民ホール等		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	未定		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・健康わくわく塾:11回 延325人(令和3年度実績) ・区民意識調査において、自分や家族の健康維持・増進に取り組んでいると回答した区民の割合77.2%(令和3年度実績)		
業績目標	実績	・健康わくわく塾 11回 延330人以上	・健康わくわく塾 13回 延265人	自己評価 ×
成果目標	実績	区民意識調査で自分や家族の健康維持・増進に取り組んでいると回答した区民の割合80%以上	自分や家族の健康維持・増進に取り組んでいると回答した区民の割合77.2%	△
中期展望		・区民が主体的に自分や周囲の健康維持・増進に取り組む人を増やすことで、地域全体の健康水準が高まる。 ・地域全体が健康づくりおよび介護予防に対する理解を深めることで、健康づくり推進協議会など地域の健康づくり活動を支える人材が増え、活動を継続することができる。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		地域住民が自ら健康維持・増進に取り組む人が増えることで、地域全体の健康水準が高まり、地域の健康づくり活動への理解も深めることができるため		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-10 3-4-4	食育の推進	令和4年4月1日 保健福祉課(健康づくり)		○

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	死因の大半を占める悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患、肺炎等の背景には生活習慣病やフレイル等が関係しており、生活習慣病やフレイルを予防するための食生活習慣の正しい知識の普及と行動変容に向けた取り組みを促すため、「栄養バランスへの配慮」や「欠食しない」、「野菜摂取量の増加」、「共食」、「食べ方への関心」等を指標として、大阪市では第3次大阪市食育推進計画に取り組んでいる。 特に大正区では、大阪市24区内でも生活習慣病の有病者割合が高い傾向であり、他の健康増進事業と組み合わせ、とりわけ若い世代を対象として食育推進の働きかけをする必要がある。加えて、全世代を対象として地域に密着した食育を推進するために、関係団体等との連携・協力をすすめる必要がある。
	内容	とりわけ若い世代の課題:【食育の推進事業で取り組む】将来の生活習慣病予防や介護予防に寄与する望ましい食生活習慣の定着のため、朝食の摂食習慣の重要性や、野菜摂取量の増加、栄養バランスに配慮した食生活の重要性等について講習や実習等により望ましい食生活習慣の定着をはかる。講座の開催にあたっては、地域の関係団体・施設等と連携してすすめる。 壮年期の課題:【がん・生活習慣病予防対策の推進事業で取り組む】健康寿命延伸のため、生活習慣病予防や介護予防に寄与する食生活習慣の改善に寄与する野菜摂取量の増加や、栄養バランスに配慮した食生活を送る人の増加、朝食欠食者に対しては朝食欠食等を中心としたテーマで講習や実習等で望ましい食生活習慣の定着をはかる。講座の開催にあたっては、地域の関係団体・施設等と連携してすすめる。 高齢期の課題:【高齢者の健康増進事業で取り組む】高齢期でも自立した生活を営めるよう、低栄養の予防のために必要な食事の欠食対策や、栄養バランスに配慮した食生活等についての講習等により介護予防への寄与を図る。講座の開催にあたっては、地域の関係団体・施設等と連携してすすめる。 区の課題としては、高齢化率が高く生活習慣病の有病者割合が高い傾向であること等があげられるが、青壮年期への生活習慣病予防(「栄養バランスへの配慮」や「欠食しない」、「野菜摂取量の増加」等をテーマとした講習等)については【がん・生活習慣病予防対策の推進事業】で取り組み、高齢期への低栄養予防課題については【高齢者の健康増進事業】で取り組むこととしている。 食育の推進事業については、とりわけ若い世代に対しての講座において、将来の生活習慣病予防や介護予防に寄与する望ましい食生活習慣の定着のため、朝食の摂食習慣の重要性や、野菜摂取量の増加、栄養バランスに配慮した食生活を送る人の増加等をテーマとして講座を開催する。中でも、保育所・幼稚園・認定こども園・学校等についてはそれぞれ食育推進計画等を作成し、施設職員等でも食育推進に取り組んでいるため、区栄養士としては集団生活に属さない乳幼児や、子育て世代の者等を対象に食育講座を開催することで、間断のない食育をすすめる。将来の生活習慣病予防や介護予防に寄与する望ましい食生活習慣の定着のための講習等を行う。 また、食育の推進においては、区役所保健福祉課単独での食育推進だけでなく、区民及び大正区勤務者等幅広く食育の推進を図れることを期待し、地域の食育関係団体や施設等との連携をはかるため、食育推進ネットワーク会議を開催している。 食育推進ネットワーク会議については、子ども関係部会には保育所・幼稚園・認定こども園・学校・子育て関係施設・図書館・食生活改善推進員協議会、成人関係部会には高齢者関係施設・福祉関係施設・事業所等のメンバーと連携し、幅広い年代を対象として地域ぐるみで食育を推進をすすめるための体制づくりに取り組んでいる。 ・食育推進ネットワーク会議の開催 区内の食育関係者が連携・協働し、食育に関する情報の収集・発信・共有を図り、地域の食生活上の課題について効果的な取り組みの検討を行い、食育を推進していく。 ・各種広報媒体による啓発 ・食育講座の開催 とりわけ若い世代(胎児期～子育て世代)に対して食生活における行動変容を促すことができる実習を含む講座等を開催する。 (青壮年期～高齢期については、がん・生活習慣病予防対策の推進事業、高齢者の健康増進事業、区民の健康増進及び健康づくりの人材育成事業等で食育を推進する。) ・食育展の開催 食育推進ネットワーク会議や関係団体等と連携し、食育をテーマとした展示会、キャンペーン等を開催し、区民への食育への関心を高める契機とする。 【参考】大阪市では各年度重点的に取り組むテーマは以下のとおりとされている。 平成30年度「朝ごはんを食べよう」平成31年度「バランスよく食べよう」令和2年度「野菜を食べよう」令和3年度「よく噛んで食べよう」令和4年度「朝ごはんを食べよう」令和5年度「バランスよく食べよう」計画期間共通「一緒に食べよう」「よく見て食べよう」「大切に食べよう」
	予算額(予算科目)	健康局CM予算【食育推進連絡調整会議】(消耗品費:15千円) 健康局予算【食育啓発事業】(消耗品費:10千円)
	事業実施期間(回数)	食育推進ネットワーク会議(2回以上)、食育講座(5回以上)、食育に関するイベント(1回以上)
	事業対象者(人数)	区民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月			-	-
6月	4月	関係機関等との講座等の日程調整 食育講座の開催	広報紙、HP、ポスター、Facebook、Twitter	○	○
9月	7月	食育講座の開催 食育推進ネットワーク会議の開催	広報紙、HP、ポスター、Facebook、Twitter	○	○
10月	12月	食育講座の開催 食育展の開催	広報紙、HP、ポスター、Facebook、Twitter	○	○
3月	1月	食育講座の開催 食育推進ネットワーク会議の開催	広報紙、HP、ポスター、Facebook、Twitter	○	○
備考 毎月19日の食育の日を契機として適宜情報発信する。					
項目		内容			
講座・イベント・会議名		食育推進ネットワーク会議、食育講座、食育展			
イベント等開催関係	開催日時	未定			
	開催場所	地域等			
	区役所の主催等	主催、共催			
	その他主催団体・組織等	未定			
	共催団体・組織等	未定			
	後援団体・組織等	—			
	目標事業規模	—			
	その他留意事項	—			
	イベント等 当日タイムテーブル	未定			
	挨拶者	—			
	来賓紹介	—			
	祝電紹介の方法	—			
	動員の方法	—			
その他他課との連携等		—			
前年度実績		(令和3年度実績) 食育推進ネットワーク会議1回・食育講座6回・食育ポスター展1回・区民意識調査で、食生活の改善に取り組んでいる人の割合29.8%			
業績目標	実績	食育推進ネットワーク会議(2回以上)、食育講座(6回以上)、食育に関するイベント(1回以上)	食育推進ネットワーク会議1回、食育講座10回、食育に関するイベント1回	自己評価 △	
成果目標	実績	区民意識調査で、食生活の改善に取り組んでいる人の割合が30%以上	食生活の改善に取り組んでいると回答した区民の割合44.4%	◎	

中期展望	食に関する知識を得、食を選択する能力を養い、健全な食生活と心豊かな生活を送ることができる
成果目標が 中期展望に 寄与する理由	食生活の改善に取り組む区民が増加することは、区民の健全な食生活と心豊かな生活につながるため

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を

修正履歴	
------	--

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-7 適切な生活保護の実施

◆ 目指すべき将来像

真に困窮する区民に適正な生活支援が行えている状態。

◆ 施策

生活困窮者自立相談支援窓口（インコス大正）や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、自立を促す適正な支援を行うとともに不正受給に対する厳正な対応を行うことにより区民の信頼を得ていきます。

◆ 施策目標

年間自立廃止世帯数 50件

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-7-1	適正な保護の実施
1-7-2	生活保護担当職員のスキルアップ（職員の資質向上） に向けた研修の実施
1-7-3	生活保護費返還金・徴収金の適切な債権管理
1-7-4	遺留金品の適正な管理

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-1	適正な保護の実施	令和4年4月1日 保健福祉課(生活支援)		○

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。 本市においては、市長が有する保護の決定実施に関する事務を各区保健福祉センター所長に委任しており、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保健福祉センター所長が行政庁として保護の決定・実施の事務を行っている。
	内容	1. 事前の相談 生活保護制度の利用を希望される方に、生活保護制度の説明を行い、困窮の程度の聴取、各種社会保障施策等その他他施策の活用について検討する。 2. 保護の決定 生活保護の申請をされた方に対し、以下の調査を実施し、保護の要否判定を行い決定する。 ・生活状況等を把握するための実地調査(家庭訪問等) ・預貯金、各種生命保険、不動産等の資産調査 ・扶養義務者に対する扶養(仕送り等の援助)の可否の調査 ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査 ・就労の可能性についての調査 3. 保護費の支給 最低生活費から収入(年金や就労収入等)を控除した額を保護費として支給する。臨時的に費用(扶助)が必要な場合に実施要領に基づき一時扶助費として支給する。 (口座払い:定例【月1回】、窓口払い:定例【月1回】・随時【月3回程度】、支出命令払い:請求の都度随時) 4. 保護世帯への訪問等による調査活動及び助言指導 ・世帯の置かれた状況に応じて、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行い、必要な助言や指導を行う。 ・就労の可能性のある者は、就労に向けた援助や指導を行う。 ・不正受給の疑いがある場合は調査を行い、徴収金等により保護費の返還を求めるとともに、適正な保護の実施のため指導や指示を行うことでこれを防止する。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	—
	事業対象者(人数)	—
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5 3月	・保護の相談及び申請 — 保護の決定 — 保護費の支給 ・月間計画表に基づく訪問等調査活動の実施 ・就労阻害要因が無く稼働能力の活用が可能な者に対し就労支援を行う ・不正受給の疑いがあるケースを調査する ・新年度の生活保護実施方針および事業計画の策定 ・新年度の各世帯における援助方針及び訪問等調査活動の年間計画の策定		○	○
	4月 5	・保護の相談及び申請 — 保護の決定 — 保護費の支給 ・月間計画表に基づく訪問等調査活動の実施 ・訪問等調査活動における長期未訪問世帯リストの作成による未訪問世帯の解消 ・就労阻害要因が無く稼働能力の活用が可能な者に対し就労支援を行う ・不正受給の疑いがあるケースを調査する ・区広報紙6月号(予定)で生活保護の適正化に向けた取り組みについて情報発信するとともに、ホームページも併せて掲載を行う。	区広報紙および区ホームページへの掲載(6月号)	○	○
	7月 5	・保護の相談及び申請 — 保護の決定 — 保護費の支給 ・月間計画表に基づく訪問等調査活動の実施 ・就労阻害要因が無く稼働能力の活用が可能な者に対し就労支援を行う ・不正受給の疑いがあるケースを調査する ・課税調査・資産申告による生活状況の把握を行う		○	○
	10月 5	・保護の相談及び申請 — 保護の決定 — 保護費の支給 ・月間計画表に基づく訪問等調査活動の実施 ・訪問等調査活動における長期未訪問世帯リストの作成による未訪問世帯の解消 ・就労阻害要因が無く稼働能力の活用が可能な者に対し就労支援を行う ・不正受給の疑いがあるケースを調査する ・区広報紙10月号(予定)で生活保護の適正化に向けた取り組みについて情報発信するとともに、ホームページも併せて掲載を行う。	区広報紙および区ホームページへの掲載(10月号)	○	○
	3月 5	・保護の相談及び申請 — 保護の決定 — 保護費の支給 ・月間計画表に基づく訪問等調査活動の実施 ・就労阻害要因が無く稼働能力の活用が可能な者に対し就労支援を行う ・不正受給の疑いがあるケースを調査する ・新年度の生活保護実施方針および事業計画の策定 ・新年度の援助方針及び訪問等調査活動の年間計画の策定		○	○
備考					

項目		内容	
講座・イベント・会議名		—	
イベント等開催関係	開催日時	—	
	開催場所	—	
	区役所の主催等	—	
	その他主催団体・組織等	—	
	共催団体・組織等	—	
	後援団体・組織等	—	
	目標事業規模	—	
	その他留意事項	—	
	イベント等 当日タイムテーブル	—	
	挨拶者	—	
	来賓紹介	—	
	祝電紹介の方法	—	
	動員の方法	—	
その他他課との連携等		—	
前年度実績		一般世帯における年間計画達成率89.0%（令和3年度） 経済的自立による保護廃止件数（令和3年度：31件）	
業績目標	実績	・一般世帯における年間訪問計画の達成率（訪問及び電話等の合計）が前年度実績（59.2%）を上回る。	一般世帯における年間訪問計画達成率が [※] （訪問及び電話等の合計）が90.9%と前年度実績を上回った。 ・6か月以上の未調査件数は0件
成果目標	実績	生活保護制度における自立（経済的自立・日常生活自立・社会生活自立）を目指す。そのうち、経済的自立については、社会的・経済的状況の変動にも左右されるが、一般世帯数（稼働年齢層世帯）の減少傾向もあり、現状維持（31件）を目指す。	生活保護制度における経済的自立については、物価高騰等による社会的・経済的状況の悪化もあったが、令和4年度の経済的自立廃止は31件と目標値（31件）を維持した。
中期展望		適正な訪問等調査活動により生活状況等を把握し、自立助長に向けて助言指導を的確に行うことにより、適正に保護が実施され、被保護者の自立を助長している。	
成果目標が中期展望に寄与する理由		目的を持った計画的な訪問等による調査活動により、被保護者の状況を正確に把握することが可能となり、生活保護法及び実施要領に沿った、制度や知識を活用し適切な援助・助言・指導を行い、必要な保護を適正実施することで、自立（経済的自立・日常生活自立・社会生活自立）が助長され、自立する世帯の増加につながるため。	

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-2	生活保護担当職員のスキルアップ(職員の資質向上)に向けた研修の実施	令和4年4月1日 保健福祉課(生活支援)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	ケースワーカー(CW)・査察指導員(SV)は生活保護業務以外に他法他施策の知識を必要とするが、当区では経験の浅いCW・SVが多く、知識の習得が十分でない。すべてのCW・SVが効率的な業務執行と被保護者に対し同等の適切な指導援助及び事務処理が行えるよう、業務の標準化・マニュアル化を行いスキルアップを図る。
	内容	①新任・配転者研修(メンター制度による研修) ②対象職員向け各専門研修(業務のスキルアップ)・福祉局主催生活保護担当職員研修への参加およびフィードバック ③地域包括支援センターと情報交換を行うなど、他部署との連携を図る。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	①新任・配転者研修 ②対象職員(SV含む)向け各専門研修 4回 ③福祉局主催生活保護担当職員研修 通年
	事業対象者(人数)	約30人
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	・対象職員向け各専門研修(1月) ・福祉局主催生活保護担当職員研修		○
	4月5日 6月	・新任研修(4月)福祉局主催 ・新任・配転者研修(5月) ・福祉局主催生活保護担当職員研修		○
	7月5日 9月	・対象職員向け各専門研修(7月) ・対象職員向け各専門研修(9月) ・福祉局主催生活保護担当職員研修		○
	10月5日 12月	・対象職員向け各専門研修(11月) ・福祉局主催生活保護担当職員研修		△
	1月5日 3月	・対象職員向け各専門研修(1月) ・福祉局主催生活保護担当職員研修 ・対象職員向け各専門研修(2月3月)		○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		①新任・配転者研修(メンター制度による研修) ②対象職員向け各専門研修(業務のスキルアップ)		
イベント等開催関係	開催日時	①5月 ②7月・9月・11月・2月開催		
	開催場所	①②区役所会議室		
	区役所の主催等	①② 主催		
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等			
	後援団体・組織等			
	目標事業規模			
	その他留意事項			
	イベント等 当日タイムテーブル	5月 新任・配転者研修 7月 専門研修 9月 専門研修 11月 専門研修 2月 専門研修		
	挨拶者			
	来賓紹介			
	祝電紹介の方法			
	動員の方法			
その他他課との連携等				
前年度実績		令和3年度に関する実績:①福祉局主催研修 大正区生活支援担当参加申込総数4名 実参加総数4名(web研修含む)②生活支援担当内研修 新任・配転者研修 参加申込数5名 参加数5名(100%) 対象職員向け研修(1回目) 参加申込数9名 参加数9名(100%) 対象職員向け研修(2回目) 参加申込数3名 参加数3名(100%) 対象職員向け研修(3回目) 参加申込数16名 参加数14名(87.5%) 対象職員向け研修(3回目)の欠席者については、当日に急遽被保護者対応面談が入ったり、体調不良による休日等での欠席となり、研修参加はできなかったが、研修資料の配布は行い、知識の豊富化をはかった。		
業績目標	実績	①新任・配転者研修(5月)の出席率100%を目指す。 ②対象職員向け各専門研修:4回(7月・9月・11月・2月)の出席率100%を目指す。	①参加申込数6名 出席者数6名 ②1回目:参加申込数5名 出席者数5名 2回目:参加申込数14名 出席者数14名 3回目:参加申込数4名 出席者数4名 4回目:参加申込数5名 出席者数5名 出席率100% 参加予定になかった職員に対しても研修資料を配布し知識の向上を図った。	自己評価 ○
成果目標	実績	①年度末には新任ケースワーカーにOJTを行っている先輩職員(メンター)及び今年度に着任した新任ケースワーカー全員に事務等スキルの向上などを確認した評価アンケートを行い、先輩職員は評価到達点を60点以上、また新任ケースワーカーは自己評価点を70点以上を目指す。 ②研修終了後のアンケートにおける対象職員全員の理解度が80点以上、満足度が5段階評価の4以上を目指す。	①年度末の振り返りでは、一定の事務作業をCW自身で行えている。また、指導CWからの評価も70点は超え、新任CWの自己評価も80点を超えており、自ら考えて行動ができるようになっている。 ②全受講者よりアンケートを受領し、理解度は80点であったが、満足度はおおむねが5段階評価の5であった。	○
中期展望		・3年を一つの計画とし、3年経験すれば誰もがメンターのスキルを持つ状態になること ・ケースワーカーのスキルアップが図られ、被保護者への指導援助や事務処理が適切に実施されている状態となっている。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		各種の研修を実施しその評価点や理解度が成果目標に到達するということは、ケースワーカーのスキルアップが図られた結果であり、ケースワーカー自身が被保護者の生活上の課題解決(生活保護制度はもとより他法他施策の活用が適切に行えるようになるなど)が可能となることや、ケースワーカー同士の業務の相互支援も行えるようになることから、被保護者への指導援助や事務処理が適切に行えるようになり、中期展望に寄与すると考えるため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-3	生活保護費返還金・徴収金の適切な債権管理	令和4年4月1日 保健福祉課(生活支援)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	生活保護費の返還金(生活保護法第63条)は、本来資力はあるが直ちに活用できないため保護を行い、資力が換金されるなど生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護費の返還を求めるものであり、資力の把握と速やかな事務処理が必要である。また、徴収金(生活保護法第78条)については、不正な手段により保護を受けた場合にその期間に支給した保護費を徴収するものであるが、すでに保護費を消費している場合が多く、返済については分割かつ低額とならざるを得ず、また滞納となってしまう場合が多いのが現状である。 そのため、ケースワーカー(CW)へ債権についての意識づけを行い、納付指導を適時実施するとともに、時効中断措置の確実な実行及び新たな債権を発生させない取組により、より適切な債権管理に努める。
	内容	・特に保護受給中の者に対する納付指導の徹底 ・返還金・徴収金の督促状送付や分割納付誓約書、履行延期申請書、債務承認書の徴収による時効中断措置の確実な実行 ・法63条返還金(特に遡及年金受給にかかるもの)の確実な徴収 ・年金受給開始に伴う確実な収入認定の徹底、新たな債権を発生させない取組 ・法78条徴収金の納付勧奨(申出徴収を基本)
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	—
	事業対象者(人数)	—
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決算、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	・催告状の送付(2月) ・返還金等決定時の納付交渉及び履行延期申請書等の提出依頼(適時) ・保護受給中の者の納付状況の把握及び納付指導(適時) ・督促状の送付(適時) ・全債権に係る債務承認書の提出依頼(3月)	○	○
	4月5日 6月	・返還金分納分の当該年度の納入通知書送付(4月) ・経理担当によるCW・スーパーバイザー(SV)対象の債権管理の研修の実施(4月) ・催告状の送付(5月) ・返還金等決定時の納付交渉及び履行延期申請書等の提出依頼(適時) ・保護受給中の者の納付状況の把握及び納付指導(適時) ・督促状の送付(適時)	○	○
	7月5日 9月	・催告状の送付(8月) ・返還金等決定時の納付交渉及び履行延期申請書等の提出依頼(適時) ・保護受給中の者の納付状況の把握及び納付指導(適時) ・督促状の送付(適時)	○	○
	10月5日 12月	・催告状の送付(11月) ・返還金等決定時の納付交渉及び履行延期申請書等の提出依頼(適時) ・保護受給中の者の納付状況の把握及び納付指導(適時) ・督促状の送付(適時)	○	○
	1月5日 3月	・催告状の送付(2月) ・返還金等決定時の納付交渉及び履行延期申請書等の提出依頼(適時) ・保護受給中の者の納付状況の把握及び納付指導(適時) ・督促状の送付(適時) ・全債権に係る債務承認書の提出依頼(3月)	○	○
備考	R5.1リリース予定の生活保護システムの収納管理機能の改修により、催告書と債務承認書の様式が統合され、年1回(8月)出力することとなったため、2月実施予定の催告書の送付及び3月実施予定の債務承認書の送付を削除。			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		研修「適切な債権管理について」		
イベント等開催関係	開催日時	令和4年4月		
	開催場所	WEB・区役所会議室		
	区役所の主催等	区役所主催		
	その他主催団体・組織等	－		
	共催団体・組織等	－		
	後援団体・組織等	－		
	目標事業規模	全CW・SV対象		
	その他留意事項	－		
	イベント等 当日タイムテーブル	4月 研修：昨年度から引き続き当区に在籍するCW・SVには、債権管理担当者が作成した資料に基づき、債権管理担当者から事務の流れ、留意点等について記載した資料を配布しe-ラーニング形式で研修を行う。 また、今年度、当区へ異動してきたCWには、債権管理担当者から事務の流れ、留意点等について講義型の研修を行う。 上記研修を通じて、滞納債権を減少させるため、CWが適時、適切な納付指導が行えるよう説明する。		
	挨拶者	－		
	来賓紹介	－		
	祝電紹介の方法	－		
	動員の方法	－		
その他他課との連携等		－		
前年度実績		・CWへ「納付指導」及び「適切な債権管理」の意識付け（債権発生時等に個別対応が必要な場合に随時実施） ・全CW・SVへの研修の実施（4月） ・分割納付誓約書等の提出による時効中断措置の実行（発生の都度実施） ・債務承認書の全件送付による時効中断措置の確実な実行（3月） ・法第63条返還金の遡及年金受給にかかるものの納付率 令和3年度 87.6% ・法第78条徴収金の債務者における現年度申出徴収での納付者 令和3年度 26.7%		
業績目標	実績	・CWに対する「保護受給中の者への納付指導及び適切な債権管理」の意識付けの徹底（個別対応発生の都度実施） ・全CW・SVへの研修の実施（年1回） ・納付指導を適時実施し、分割納付誓約書等の提出による時効中断措置の確実な実行（発生の都度実施） ・債務承認書の全件送付による時効中断措置の確実な実行（年1回）	・全CW・SVに「保護受給中の者への納付指導及び適切な債権管理」の意識付けを研修で周知した（4月） ・納付指導を適時実施し、分割納付の誓約書による時効中断措置を確実に実行した。 ・債務承認書の全件送付による時効中断措置を確実に実行した。	自己評価 ○
成果目標	実績	・法第63条返還金の遡及年金受給にかかるものの金額ベースでの納付率90%以上 ・法第78条徴収金の現年度債務者における申出徴収での納付者36%以上	・法第63条返還金の遡及年金受給にかかるものの納付率 86.9% ・法第78条徴収金の現年度債務者における申出徴収での納付者 85.7%	△
中期展望		・CWによる適切な債権管理と速やかな納付指導により、保護受給中の者の滞納を減少 ・新たな債権を発生させない取組により、CWの返還決定に係る事務処理の削減		
成果目標が中期展望に寄与する理由		・納付率90%以上となれば、大多数の新たな滞納者の発生を抑止できたと考えられ、また、それに係る事務処理の発生も抑止できたと考えられるため ・申出徴収での納付者が増えれば、未納による滞納を防ぐことができるとともに、納付書発行事務が軽減されることにより事務処理が削減できる		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-4	遺留金品の適正な管理	令和4年4月1日 保健福祉課(生活支援)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	遺留金品とは、被相続人が死亡時に所有していた金銭、有価証券その他の物品等の相続財産のことであるが、区役所では単身世帯の被保護者が死亡した場合のみ遺留金品を保管している。葬祭が扶養義務者によって行われた場合、遺留金品を扶養義務者に引き渡すが、葬祭を行う扶養義務者がおらず、保護の実施機関が葬祭扶助を行った場合、生活保護法第76条により、遺留金品がある場合には、葬祭扶助に充当することができるとされていることから、死亡した医療機関や、警察から遺留金品と共に報告書も受領し、遺留金品処理台帳により適切に管理する。
	内容	・医療機関等からの報告により現金がある場合は、納付書を作成し当該医療機関等に送付し、納付を依頼。 ・現金取扱員がやむを得ず現金を受領した場合は、現金の受領及び確認を行い、複写式の領収証書を発行し、現金保管簿(歳計・歳計外)へ記載。現金は原則当日中に納付処理を行うが、時間帯等で当日納付が不可能な場合、翌日までに納付処理を行う。 ・現金取扱員は、現金保管簿の内容を日々集計し、領収証書や金庫内の現金と照合のうえ現金出納簿(歳計・歳計外)へ記入。 ・遺留品については受領後、遺留金品処理台帳別紙(遺留品保管簿)を作成。預金通帳・キャッシュカードは金庫、印鑑は施錠できるロッカーに保管。 ・遺留金品を葬祭扶助に充当してもなお残余金がある場合は『一時取扱金』に収納し、相続人代表者又は相続財産管理人(30万円以上の場合)へ引き渡す。 ・相続人が不明な場合や受領を拒否された場合等は弁済供託を行う。 ・キャッシュカードがある場合は、処分の意思確認に通知文書を金融機関に送付し、返却請求の連絡がなかった場合は、廃棄処分。 ・遺留品は1年間保管した後廃棄。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	—
	事業対象者(人数)	—
	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
委託関係	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5 3月	・ゆうちょ銀行に対し、葬祭扶助充当分の払戻し手続 ・各金融機関に対し、口座名義人が死亡したことを通知 ・遺留金の納付 ・換金価値のある品の換金手続き		○	○
	6月 5	・ゆうちょ銀行に対し、葬祭扶助充当分の払戻し手続 ・各金融機関に対し、口座名義人が死亡したことを通知 ・遺留金の納付 ・換金価値のある品の換金手続き		○	○
	9月 5	・ゆうちょ銀行に対し、葬祭扶助充当分の払戻し手続 ・各金融機関に対し、口座名義人が死亡したことを通知 ・遺留金の納付 ・換金価値のある品の換金手続き ・遺留品の整理(1年以上経過した物の廃棄)		○	○
	10月 5	・ゆうちょ銀行に対し、葬祭扶助充当分の払戻し手続 ・各金融機関に対し、口座名義人が死亡したことを通知 ・遺留金の納付 ・換金価値のある品の換金手続き		○	○
	3月 5	・ゆうちょ銀行に対し、葬祭扶助充当分の払戻し手続 ・各金融機関に対し、口座名義人が死亡したことを通知 ・遺留金の納付 ・換金価値のある品の換金手続き		○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
動員の方法	—			
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・遺留金品を受領した際は、適時、適切な処理を行うことができた。 ・遺留金品から葬祭扶助への充当を全て3ヶ月以内に行うことができた。		
業績目標	実績	遺留金品を受領した際は、速やかに金銭・物品等の処理を行い、1ヶ月以内に遺留金品処理台帳を作成し、四半期毎の処理状況確認時に未作成件数を0件とする。	遺留金品について、適時・適切な処理を行うとともに、遺留金品処理台帳を作成し適正な管理を行った。	自己評価
成果目標	実績	遺留金品の中に、ゆうちょ銀行預金や換金可能物品がある場合は、葬祭扶助への充当額を確定させるため、その処理を3ヶ月以内に行い、3ヶ月以上経過した処理を0件とする。	ゆうちょ銀行預金の引き出しについて、葬祭扶助費への充当を3ヶ月以内に行った。(換金可能物品はなし)	○
中期展望		適切な期間で遺留金品を換金し葬祭扶助に充当することにより、適正に生活保護費支給事務が行っている状態。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		葬祭扶助は、被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がおらず、遺留金品で葬祭を行う費用を満たせない場合、生活保護費から支出しているため、預貯金の引き出しや換金などにより葬祭扶助に充当可能な遺留金品がある場合は、その換金を速やかに行い、葬祭扶助として支出した会計に収入することにより、適正な生活保護費支給事務につながるため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-8 人権の尊重

◆ 目指すべき将来像

市民一人ひとりが人権について学び、お互いの人権が尊重される状態。

◆ 施策

人権啓発推進員を軸とした地域に根差した自律的な人権啓発実施を促進していきます。

◆ 施策目標

【区民意識調査】

「人権が尊重されているまちだと思う」と回答した割合：前年度（75%）以上

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-8-1	人権啓発推進事業

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-8-1	人権啓発推進事業	令和4年4月1日 地域協働課(地域協働)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	・人権啓発活動を積極的に推進することで、市民自らが社会の構成員としての自覚を持ち相互の人権が尊重されるまちづくりを実現していくため、より多くの市民が参加でき、主体的に考えることができる効果的な啓発活動に取組み人権意識の高揚を図り、お互いの人権が尊重される状態を目指す。
	内容	・紙媒体等を用い、区民に広く啓発を行うなど、アウトリーチ型の浪速・西・港・大正区の共催による「2022第38回みなと人権展」を実施。(幹事区は4区持ち回り・R4年度は港区) ・市長より委嘱された人権啓発推進員が地域における人権啓発活動の中心的な役割を果たすために、人権啓発推進員連絡会を開催し、市主催人権研修の内容の共有を行う。 ・人権啓発推進員による「第38回みなと人権展」を活用した地域における広報・啓発等を行う。 ・区民からの人権相談や憲法週間や人権週間における啓発等にかかる取組を関係機関と連携の上実施する。
	予算額(予算科目)	907千円(報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料)
	事業実施期間(回数)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区全世帯(約29000世帯)
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	・人権相談(通年) 人権展調整会議 ・大阪市人権啓発推進員の推薦 ・大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～に基づく「人権の視点！100！」実行プログラム報告		○
	4月5日	・人権相談(通年) ・大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～に基づく「人権の視点！100！」実行プログラム策定 ・第1回大正区人権啓発推進員連絡会の開催 ・人権展調整会議 ・憲法週間(5月第1週)における啓発(のぼり・懸垂幕等の掲出) ・男女共同参画週間フェイスブック・ツイッターシェア	フェイスブック ツイッター	○
	7月5日	・人権相談(通年) ・人権展調整会議 ・テレビモニターを活用した人権啓発		○
	10月5日	・人権相談(通年) ・人権展調整会議 ・「区民まつり」での人権啓発 ・第2回大正区人権啓発推進員連絡会の開催 ・人権啓発推進員による地域まちづくり実行委員会等での人権啓発・広報の実施 ・人権週間における啓発(のぼり・懸垂幕等の掲出) ・「2022第38回みなと人権展」の開催 ・大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～に基づく「人権の視点！100！」実行プログラム進捗報告	こんにちは大正 ホームページ フェイスブック・ツイ ッター	○
	3月5日	・人権相談(通年) ・人権展調整会議 ・「成人式」での人権啓発 ・人権啓発推進員の推薦 ・テレビモニターを活用した人権啓発 ・大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～に基づく「人権の視点！100！」実行プログラム報告		○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		「2022第38回みなと人権展」		
イベント等開催関係	開催日時	令和4年12月予定		
	開催場所			
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	浪速・西・港・大正区役所		
	共催団体・組織等			
	後援団体・組織等			
	目標事業規模	大正区29000世帯		
	その他留意事項			
	イベント等 当日タイムテーブル	新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を鑑みて、ウィズコロナ・ポストコロナ社会においても実施可能な、新しい生活様式や感染防止対策に考慮しながら、より多くの参加者が得られ、実施対象にアウトリーチできる効果的な情報発信		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		区民意識調査において、人権が尊重されているまちだと思うと回答した割合：75.0% 区役所が実施している人権相談や人権週間における啓発活動などの人権啓発事業が、役に立っていると感じる区民の割合：45.3%		
業績目標	実績	アウトリーチ型の人権展の開催1回 大阪市人権啓発推進員の活動広報1回	「2022第38回みなと人権展」の開催1回 大阪市人権啓発推進員による地域まちづくり実行委員会等の会議での人権啓発・アンケートの実施1回	自己評価 ○
成果目標	実績	区民意識調査において、人権が尊重されているまちだと思うと回答した割合：前年度以上 区役所が実施している人権相談や人権週間における啓発活動、 西・港・大正・浪速の4区合同の人権展の開催 などの人権啓発事業が、役に立っていると感じる区民の割合：60%以上	区民意識調査において、人権が尊重されているまちだと思うと回答した割合：77% 区役所が実施している人権相談や人権週間における啓発活動、 西・港・大正・浪速の4区合同の人権展の開催 などの人権啓発事業が、役に立っていると感じる区民の割合：49%	×
中期展望		人権尊重のまちづくりをめざして、人権啓発事業が多くの区民の参画を得て実施され、大正区将来ビジョン2022に掲げる5つの柱のひとつである「だれもが健康で安心して暮らせるまちへ」の実現が進められている状態。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		効果的に人権啓発事業が実施されることで、区民一人ひとりの人権意識が向上し、中期展望に寄与することが期待できるため。		

SDGsゴール	5	ジェンダー平等を実現しよう
	10	人や国の不平等をなくそう
	16	平和と公正をすべての人に

修正履歴	スケジュール、成果目標の修正
------	----------------